

平成26年第9回

置戸町議会定例会会議録

平成26年12月17日開会

平成26年12月19日閉会

置戸町議会

平成26年第9回置戸町議会定例会（第1号）

平成26年12月17日（水曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成26年第7回定例会付託）

日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成25年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成26年第7回定例会付託）

日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成26年第7回定例会付託）

日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成25年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成26年第7回定例会付託）

日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成26年第7回定例会付託）

日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成25年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成26年第7回定例会付託）

日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成26年第7回定例会付託）

日程第10 報告第17号 専決処分の報告について

日程第11 報告第18号 専決処分の報告について

日程第12 報告第19号 専決処分の報告について

- 日程第 13 議案第 51 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 52 号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 53 号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 16 議案第 54 号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 17 議案第 55 号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 18 議案第 56 号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 57 号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 58 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 59 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 60 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 61 号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 62 号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 63 号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 64 号 平成 26 年度置戸町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 27 議案第 65 号 平成 26 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 66 号 平成 26 年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 29 議案第 67 号 平成 26 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 68 号 平成 26 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 議案第 69 号 平成 26 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 70 号 平成 26 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 報告第 20 号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 34 報告第 21 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 35 報告第 22 号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 36 総務常任委員会の所管事務調査報告について
- 追加日程第 1 報告第 23 号 専決処分の報告について
- 追加日程第 2 議案第 71 号 工事請負変更契約の締結について
- 追加日程第 3 議案第 72 号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 25 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成 26 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 4 認定第 2 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 25 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成 26 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 5 認定第 3 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 25 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成 26 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 6 認定第 4 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 25 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成 26 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 7 認定第 5 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 25 年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成 26 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 8 認定第 6 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 25 年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成 26 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 9 認定第 7 号 [決算審査特別委員会報告]
平成 25 年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成 26 年第 7 回定例会付託)
- 日程第 10 報告第 17 号 専決処分の報告について
- 日程第 11 報告第 18 号 専決処分の報告について
- 日程第 12 報告第 19 号 専決処分の報告について
- 日程第 13 議案第 51 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 52 号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 53 号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定について

- 日程第 16 議案第 54 号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 17 議案第 55 号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 18 議案第 56 号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 57 号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 58 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 59 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 60 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 61 号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 62 号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 63 号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○出席議員（10名）

1 番	嘉 藤 均 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	高 谷 勲 議員	4 番	岩 藤 孝 一 議員
5 番	細 川 昭 夫 議員	6 番	石 井 伸 二 議員
7 番	竹 内 雅 俊 議員	8 番	阿 部 光 久 議員
9 番	佐 藤 勇 治 議員	10 番	佐 藤 純 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上 久 男	副 町 長	和 田 薫
会 計 管 理 者	鎌 田 満	町づくり企画課長	栗 生 貞 幸
総 務 課 長	中 村 啓 二	総 務 課 参 与	村 松 登 喜 男
町民生活課長	田 中 英 規	産業振興課長	坂 口 博 昭
施設整備課長	菅 野 博 敏	地域福祉センター所長	鈴 木 正 美
施設整備課技監	高 橋 一 史	総 務 課 主 幹	高 木 恭 治
町づくり企画課財政係長	小 島 敦 志		

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 今 西 輝 代 教
生涯学習情報センター次長 佐 藤 百 合 子

学校教育課長 蓑 島 賢 治
森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 坂 口 博 昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 早 坂 豊
臨時事務職員 中 田 美 紀

主 事 長 尾 俊 輔

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成26年第9回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 石井伸二議員及び7番 竹内雅俊議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

総務常任委員会委員長から所管事務調査に係る委員の派遣の申し出があり、置戸町議会会議規則第124条第1項但し書きの規定により委員を派遣しましたので報告をいたします。

その他の事項は事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次のとおりです。

- ・ 議案第51号から議案第70号。
- ・ 報告第17号から報告第19号。
- ・ 追加議案第71号から追加議案第72号。

今期定例会に議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・ 決算審査特別委員会審査報告書。
- ・ 総務常任委員会所管事務調査報告書。
- ・ 追加報告第23号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次のとおりです。

- ・ 報告第20号から報告第22号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席するものはお手元に配布した名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。報告を終わります。

○佐藤議長 次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果報告。去る10月14日招集の平成26年第2回定例北見地区消防組合議会の結果について、その概要を報告いたします。本会議開催に先立ち、10月1日付で理事者側職員の異動報告があり、消防庁舎建設推進室室長 伊藤富士雄氏の紹介がなされました。引き続き本会議は開催され、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月14日の1日間

と決定いたしました。

本会議に提案された議件は議案第 1 号 平成 26 年度北見地区消防組合一般会計補正予算について、認定第 1 号 平成 25 年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算について及び報告第 1 号 継続費清算報告書についてまでの 3 件であります。管理者から一括して提案理由の説明がされ、引き続き消防長より細部の説明がなされました。その後、鈴木建夫議員及び菊池豪一議員の 2 名より一般質問があり、管理者及び消防長よりそれぞれ回答がされました。次に議案第 1 号、認定第 1 号及び報告第 1 号に対する質疑・討論を行い、その後採決を一括して行い、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

最後に議長より監査報告第 1 号 例月現金出納検査の結果について及び監査報告第 2 号 月例現金出納検査の結果についての報告があり、原案のとおり承認され閉会いたしました。一般質問及び審議の内容につきましては、お手元に配布の資料のとおりです。

以上で平成 26 年第 2 回定例北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成 26 年 12 月 17 日。報告者 嘉藤均。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第 2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から 12 月 19 日までの 3 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 19 日までの 3 日間に決定しました。

◎日程第 3 認定第 1 号 平成 25 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第 9 認定第 7 号 平成 25 年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 3 認定第 1 号 平成 25 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 9 認定第 7 号 平成 25 年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 7 件を一括議題とします。本案は平成 26 年第 7 回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議規則第 38 条第 1 項により決算審査特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査のものです。委員長の報告を求めます。

9 番 佐藤勇治決算審査特別委員会委員長。

○9 番 佐藤議員〔登壇〕 それでは決算審査についてご報告申し上げます。平成 26 年 9 月 16 日、第 7 回町議会定例会におきまして付託を受けた認定第 1 号 平成 25 年度置戸町一般会計歳入歳出決

算の認定についてから認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件の審査結果を報告します。

決算審査特別委員会は9月16日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行いました。審査のための特別委員会は11月10日から14日までの5日間開催し、予算執行にかかわる各関係書類、諸帳簿等を検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき詳細かつ慎重に審査を行い、さらに関係課長の出席を求めて疑問点などを聴取しました。審査及び質疑の詳細の内容については省略しますが、審査結果はお手元に配布の審査報告書の通り、いずれも認定すべきものと全員一致で決定したものであります。

それでは決算審査特別委員会の審査意見を口頭で申し上げます。

政府は三本の矢による立体的な経済対策の実施とインフレからの脱却を目指し、国内景気の回復を図りましたが、国内景気は一部大企業や都市部に集中し、地方への普及効果は十分に及んでいません。また、総額13兆1,000億円の平成24年度補正予算が組まれ、15ヵ月予算の考え方で、平成25年度本予算を合わせた切れ目のない経済対策、財政出動など、公共事業を中心に投資や消費を喚起し、経済成長につなげる施策が盛り込まれました。

これらを受け、本町においては置戸中学校耐震補強工事、旧勝山小学校改修工事、簡易水道再編工事などが着手されました。平成25年度一般会計の決算では、歳入の多くを占める地方交付税は前年に比べ7,800万円の減額となりましたが、基金総体で1億4,900万円の増額となりました。実質収支においても1億1,800万円の黒字となり、実質公債費率も7.5%と年々減少し、良好な決算となっております。2年目を迎えた住宅改修奨励金交付事業は、改修者はもとより建築関連事業者の事業の拡大や雇用の創出のほか、商店街の購買力向上にも寄与し、町の活力に大きく寄与していることが伺えます。3年間の時限ではありますが、継続を望む声が多数あります。75歳以下の国民健康保険被保険者を対象とする特定健康診断の受診率は管内で最上位にランクされています。早期発見・早期治療により町民の健康保持と医療費縮減に向け、地元の赤十字病院の協力のもと着実に成果を上げているものと解します。高齢者など社会的弱者を対象とした冬期生活支援事業は、灯油の高騰に対する暖房費の支援など対象者の冬期支援に寄与するとともに、商品券での交付は地元購買力の向上に寄与したものと解します。

次に酪農ヘルパー事業の支援についてですが、51戸全戸の酪農家が利用し、利用の広がりや酪農家の休息や健康の補充に成果を上げているものと理解しますが、今後とも利用日数の平準化に努められることを望みます。

次に町有林の管理についてであります。町有林内における昨年10月の降雪被害木はおおよそ全体の5%、約100ヘクタールほどと調査結果が出されたところであります。病虫害の発生や既存木の成長を阻害する観点から、被害木の早期処分が求められると認識します。また、造材による皆伐分の跡地には無立木地解消のため植林のさらなる促進を求めます。

次にパークゴルフ場の有料化についてであります。パークゴルフ場の利用者と収入料金は年々減少していますが、町外から来るシニア利用者は増加傾向にあります。収支が厳しい状況にあって、シニアの有料化の検討時期にきていると解します。

次に地遊人制度についてであります。地遊人制度は本町での生活体験とともに定住移住対策とし

て一定の成果を上げてきましたが、ここ数年応募者確保に苦慮していることが伺えます。全国的に同じような田舎暮らし制度があり、置戸町だけに特化した制度に浸透しづらい事情も見受けられます。今後においては、国の制度を活用し都市から地方への地方創生事業の展開と地遊人事業の併用を視野に、事業の推進を期待いたします。

次に町税の滞納についてであります。町税の滞納については国民健康保険税の滞納額が現年度分滞納繰越分を併せて1,200万円の高額となり、今後とも滞納額の縮減に努められることを望みます。また、納期を経過した税に対する措置は、善良な納税者との不公平が生じないよう法令に基づき厳正に対処することが望まれます。

次に地方債残高についてであります。一般会計の地方債残高は平成16年度には60億円を超えていましたが、その後年々縮減し、平成24年度には45億6,000万円まで減少しました。しかし、25年度においては2億8,600万円増加に転じ、残高は48億4,600万円となりました。今後においては公共施設の耐震化、橋梁の長寿命化、簡易水道の再編など大型公共事業のほか、子育て・介護・医療など社会福祉費の増額が想定されます。新たな事業の実施にあたっては地方債の借入れはより慎重な対応が望まれます。

最後になりますが、消費増税の先延ばしや人口減少により今後地方交付税が減額の方角にあります。明年本町は開町100周年を迎えますが、将来を見据え新しい世紀に向かい、事業の優先度、緊急度など選択と集中によりより効率的な行財政運営が行われることを望み、委員長報告といたします。

○佐藤議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第2号 平成25年度置戸町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第3号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○質疑なしと認め、次に移ります。

認定第4号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

○佐藤議長 認定第5号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第6号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第7号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号
平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告の通り認定することに賛成の議員は
起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 平成25年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7
号 平成25年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれ
も認定することに決定しました。

◎日程第10 報告第17号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第10 報告第17号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対し、報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第17号は、専決処分の報告についてでございます。内
容につきましては、施設整備課長より説明を申し上げます。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 報告第17号の説明をいたします。

報告第17号 専決処分の報告について。

平成26年度置戸町一般会計補正予算(第6号)については、議会を招集する時間的余裕がない

ので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成26年10月21日別紙の通り専決処分にしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書の書面です。次のページをご覧ください。

平成26年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度置戸町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,697万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正の内容について説明いたしますので、別冊平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）の4ページ、5ページをお開きください。

下段の歳出から説明いたします。3. 歳出。8款土木費、2項道路橋梁費、町道整備に要する経費。15節工事請負費130万円の追加です。

専決理由を説明させていただきます。町道生涯学習情報センター通り線道路改良工事につきましては、今年度完成予定で進めていましたが、北海道の内示額が全額交付されなかったため、アスファルト工事を来年度行うこととし、8月28日で完了しております。平成26年10月16日、第2回事業調整本町ヒアリングにおいて、396万円の増額追加の内示を受け、今年度施工することとしました。しかし、工期を冬期に行うため施工方法、アスファルト材高騰により130万円の増額補正をさせていただきました。専決処分とさせていただいた理由は、予算措置の確保を急がないと起工と事務手続を行えないことと、工事を早めに行いたいため、専決処分とさせていただきました。なお、契約は11月28日に行い、12月15日現場完了を確認しております。

上段の歳入について説明いたします。2. 歳入。9款地方交付税、1項地方交付税、普通交付税130万円を追加補正を行うものです。これで歳入の説明を終わりますが、今回の歳入及び歳出の補正額は130万円の増額で、補正後の歳入及び歳出の合計は39億7,697万円となります。

以上で報告第17号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで報告第17号の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 すみません、数字の部分聞き漏らしたのでもう一度いくら入って来て、結果的に130万円が足りなくなったということだったのか。もう一度そこだけを確認したいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 事業費、それとも補助金ですか。当初の事業予定費は予算上2, 200万円見ておりました。道の交付金がこれに対して1, 615万円分の内示です。それで実質10月の本町ヒアリングで先程申しました396万円の追加事業費の部分がありました。ただ、冬期施工ということで予算220万円に対して130万円不足ということで追加させていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから報告第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第17号 専決処分の報告についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

報告第17号は、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第17号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第11 報告第18号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第11 報告第18号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対し、報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第18号は、交流促進センターに係る専決処分の報告であります。内容につきましては、産業振興課長より説明を申し上げます。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 報告第18号について説明いたします。

専決処分の報告について。

平成26年度置戸町一般会計補正予算(第7号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成26年10月28日別紙の通り専決処分にしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書の書面となります。次のページをご覧ください。

平成26年度置戸町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

平成26年度置戸町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,897万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）により説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

歳出から説明いたします。下段をご覧ください。

3. 歳出。6款農林水産業費、1項農業費、交流促進センターに要する経費200万円の追加補正につきましては、本年10月27日に交流促進センター勝山温泉ゆうゆの給水ポンプユニットの故障により早急な入れ替え工事が必要なことから、執行経費として工事請負費200万円の専決処分を行ったものです。なお、入れ替え工事につきましては、11月28日に完了しております。

歳入について説明いたします。上段をご覧ください。

2. 歳入。9款地方交付税、1項地方交付税、普通交付税に歳出と同額の200万円を追加計上しております。歳入の説明を終わります。

今回の歳入及び歳出の補正額は200万円の増額で、補正後の歳入及び歳出の合計は39億7,897万円となります。

以上で報告第18号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで報告第18号の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 課長、これ何年度に入れて、何年間持たしたんですか、このポンプ。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 このゆうゆの給水ポンプユニット、ゆうゆ井戸水で使っておりまして、これについては開業当時からのものでありました。真水、井戸水、水をゆうゆ本体、それからコテージに送っているポンプのユニットであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから報告第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第18号 専決処分の報告についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

報告第18号は、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第18号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第12 報告第19号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第12 報告第19号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対し、報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第19号は、衆議院議員選挙の執行にかかる専決処分の報告でございます。内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 報告第19号について説明いたします。

専決処分の報告について。

平成26年度置戸町一般会計補正予算(第8号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成26年11月21日別紙の通り専決処分にしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

このページは専決処分書の書面となります。次のページをご覧ください。

平成26年度置戸町一般会計補正予算(第8号)について説明いたします。

平成26年度置戸町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,410万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正につきましては、別冊平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）により説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

今回専決処分による補正予算は、12月14日に執行されました衆議院議員総選挙にかかる投開票事務及びポスター掲示場設置費用、選挙啓発用費用等について早急な準備作業が必要なことから執行経費につきまして専決処分を行ったものでございます。

補正予算の内容についてご説明申し上げます。

3. 歳出。2款総務費、4項選挙費、衆議院議員選挙執行に要する経費513万7,000円を追加補正するものでございます。

12月2日公示、12月14日投票の衆議院議員選挙執行にかかる費用について追加補正するものでございます。報酬65万7,000円の追加につきましては、委員会開催に要する委員報酬、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、投票立会人報酬費用についての計上となります。職員手当等129万円の追加につきましては、選挙事務に従事する職員の超過勤務手当に要する費用でございます。賃金25万2,000円の追加につきましては、選挙事務執行にかかる臨時事務職員雇用費用について、旅費2万6,000円の追加につきましては、委員会開催時の委員費用弁償経費及び事務局職員の旅費についての計上でございます。

次のページをお開きください。需用費26万9,000円の追加につきましては、消耗品で11万8,000円は選挙事務用品等の購入費用、食糧費7万1,000円につきましては、投開票所における立会人及び事務従事者等への賄い費用でございます。印刷製本費8万円につきましては、投票入場券等の印刷費用の計上となっております。役務費24万1,000円の追加につきましては、通信運搬費で19万4,000円、入場券の発送費用と電話使用料等の費用、広告料、手数料につきましては選挙啓発に要する費用でございます。委託料56万6,000円につきましては、ポスター掲示場設置費用、啓発用看板作成費用等にかかる費用でございます。18節備品購入費183万6,000円につきましては、国民審査読み取り集計機を購入するものでございます。国民審査投票の集計作業の効率化と正確さを図るもので、従来使用していた機器は導入後20年を経過するもので、老朽化と保守期間が終了したことから今回更新を行うものでございます。今回の歳出全体の補正額は513万7,000円の増額で、補正後の歳出合計額は39億8,410万7,000円となります。

歳入の説明に入りますので、4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

2. 歳入。14款道支出金、3項委託金。衆議院議員選挙委託金513万7,000円の追加補正でございます。選挙委託金として今回の衆議院議員選挙執行費用における財源として全額国からの委託金を財源として歳入に計上するものでございます。今回の歳入全体の補正額は513万7,000円の増額で歳入合計額は39億8,410万7,000円となります。

以上で報告第19号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで報告第19号の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第8号）6ページ、7ページの歳出から進めます。

3. 歳出。2 款総務費、4 項選挙費。次の 8 ページ、9 ページまでの質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入へ進みます。

2. 歳入。1 4 款道支出金、3 項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから報告第 19 号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第 19 号 専決処分の報告についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

報告第 19 号は、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第 19 号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 13 議案第 51 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから

◎日程第 32 議案第 70 号 平成 26 年度置戸町下水道特別会計補正予算(第 2 号)まで

————— 20 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 13 議案第 51 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第 32 議案第 70 号 平成 26 年度置戸町下水道特別会計補正予算(第 2 号)についてまでの 20 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第 51 号は、置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定でございます。また、議案の内容につきましては地域福祉センター所長よりご説明を申し上げます。また、議案第 70 号につきましては、平成 26 年度置戸町下水道特別会計補正予算(第 2 号)でございます。議案の内容につきましては、施設整備課長よりご説明を申し上げます。なお、この間のそれぞれ議案の内容については所管の課長よりご説明を申

し上げます。

〈議案第 5 1 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について〉

○佐藤議長 まず議案第 5 1 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第 5 1 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明をいたします。

はじめにこの条例に至る経緯などについて説明いたしますので、別冊のピンク色の表紙にあります議案第 5 1 号から 5 3 号説明資料、子ども・子育て支援新制度における基準を定める条例の制定についてをご覧ください。なお、議案第 5 2 号、議案第 5 3 号にも関連がありますので併せてご説明いたします。

条例制定の背景ですが、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連法が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て支援新制度が創設されました。この新制度における施設や事業の設備及び運営基準などについて、子ども・子育て支援法、児童福祉法に基づきまして市町村において条例制定が義務付けされているものに関しまして基準条例を定めるものであります。

置戸町が制定する条例は、子ども・子育て支援法第 3 4 条及び第 4 6 条の規定によります置戸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、児童福祉法第 3 4 条の 16 の規定によります置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、児童福祉法第 3 4 条 8 の 2 の規定によります置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 3 本であります。

条例制定にかかる根拠法令につきましては、1 ページの下段から 2 ページの方に記載をしてございますのでご覧いただければと思います。3 ページになります。各基準条例の概要等について（1）置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてですが、子ども・子育て新制度において、保育所・幼稚園・認定こども園の施設型給付や、小規模保育・家庭的保育などの地域型保育給付のために市町村は条例で給付の対象となるかの確認に必要な基準を定める必要があります。なお、確認を受ける施設・事業者で既存の認定こども園などは特段の申し出がない限り施設型給付を受ける確認があったものと見なされます。本町では、認定こども園・置戸町こどもセンターがこの該当となります。また、運営基準等について、町が条例で基準を定める際には国の基準に従い定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の 2 つの累計に分類され、これらを踏まえて町の実情に応じた内容を定めることとなります。表の 1 は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る運営基準の区分で、利用定員、施設や事業の運営に関する事項にあって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するものについて、国に従う基準とされ、それ以外は参酌すべき基準となっております。

4 ページの方に移ります。表 2 は項目ごとの国の基準内容、基準の累計、本町の基準と比較した表で、内容は記載のとおりであります。なお、条例制定の考え方は国が定める全国一律の基準に従うよ

うに求めている項目につきましては、国の基準と同じ内容を条例で定め、町の実情に応じて独自の基準を定めることができる参酌すべき基準が該当する項目につきましても、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国の基準と同じ内容を条例で定めることとします。

6ページの方に移ります。(2)置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてですが、この事業は主に3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、7ページの表3の記載のとおり、利用定員が6人以上19人以下の小規模保育、5人以下の家庭的保育、企業が従業員などの仕事と子育ての両立支援として行われる事業所内保育、利用定員1人の居宅訪問型保育の4つに分類されます。表4は家庭的保育事業等の設備運営に関する基準の区分で、職員の資格、員数、乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものについては国に従う基準とされ、それ以外は参酌すべき基準となっております。表の5から8ページの表の6までですが、区分ごとの国の基準内容、それから基準の累計、本町の基準との比較した表で、内容は記載のとおりであります。

なお、条例制定の考え方は国が定める全国一律の基準に従うように求めている項目につきましては、国の基準と同じ内容を条例で定めまして、町の実情に応じて独自の基準を定めることができる参酌すべき基準に該当する項目についても国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準と同じ内容を条例で定めることといたします。

次の9ページの中段に移りますが、大変申し訳ありません。ご訂正をお願いしたいと思います。半カッコとありますが、これを両カッコにさせていただきまして、次に置戸町を加えていただき、(3)置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてにご訂正をお願いいたします。この事業は、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対しまして、放課後の遊びや生活の場を与える事業でございます。本町では、置戸町児童センター放課後児童クラブとして、小学1年生から6年生を対象に実施をしております。

10ページの方に移ります。表8は放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準の区分でございまして、職員の資格、それから員数については国に従う基準とされており、それ以外は参酌すべき基準となっております。表9は項目ごとの国の基準内容、基準の累計、本町の基準と比較した表で、内容は記載のとおりであります。なお、条例の制定の考え方につきましては、国が定める全国一律の基準に従うように求めている項目につきましては、国と同じ基準の内容を条例で定め、町の実情に応じて独自の基準を定めることができる参酌すべき基準に該当する項目のうち、表の中段の支援の単位の項目についてでございますが、現在登録人数が51名で、今後も50人程度の人数で推移することが予想されることから、国の基準は概ね40人以下とございますけれども、これを概ね50人以下といたしまして、それ以外は国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同じ内容を条例で定めることといたします。なお、11ページから15ページに各条例ごとの基準累計の表を貼付しておりますので、本議案の説明と併せまして参照いただければと思います。

以上で条例制定の概要についての説明を終わります。

それでは議案の説明をいたしますので、議案第51号、議案1ページの方にお戻りいただきたいと思います。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり

制定する。

置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

本条例は、本則について3つの章、52条の条文、附則5条の条文という構成となっております。第1章は総則として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る共通事業を定めております。第1条は、子ども・子育て支援法に基づく事業の運営に関する基準を定めることを趣旨と規定したものであります。第2条は、この条例における用語の定義を定めるものです。3ページの方に移ります。第3条は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における一般原則を定める規定であります。

第2章は、特定教育・保育施設の運営基準について定めておりまして、本町では現在認定こども園・置戸町こどもセンターが該当となります。第4条からちょっと飛びますが、15ページの第36条までは特定教育・保育施設の利用定員に関する基準、運営に関する基準及び現在置戸町こどもセンター短時間型児童が利用することとなります特別利用保育、それから特別利用教育に係る特例施設型給付費に関する基準について規定しております。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準について定めておりまして、利用定員19人以下の小規模保育、家庭保育などが該当します。16ページの第37条からちょっと飛びますが、23ページの52条までは、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準、運営に関する基準及び特定利用地域型保育に関する基準について規定をしてございます。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

附則の第2条は、児童福祉法第24条に規定する従来の保育を行う特定保育に関する経過措置を規定しております。24ページに移ります。

附則の第3条から25ページの第5条は、施設型給付費、小規模保育事業C型の利用定員、特定地域型保育事業の連携施設についての経過措置を定めるものであります。

以上で議案第51号の説明を終わります。

〈議案第52号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について〉

○佐藤議長 次に議案第52号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第52号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

条例の制定に至る経緯などにつきましては、先程議案第51号において説明いたしましたので省略をいたします。

置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本条例は、本則において5つの章、48条の条文、附則5条の条文という構成となっております。第1章は総則として、家庭的保育事業等に係る共通事項を定めております。第1条は児童福祉法に基

づく設備及び運営に関する基準を定めることを趣旨と規定したものでございます。第2条は、この条例における用語の定義を定めるものです。2ページに移ります。第3条から第4条は、この条例に定める最低基準の目的と、最低基準を超えた設備・運営の向上などについて規定しております。第5条から飛びますけども8ページの第21条までは、家庭的保育事業に係る一般原則、施設連携の確保、非常災害対策、職員に求められる一般要件など共通の基準を定める規定でございます。

第2章は、利用定員5人以下の家庭的保育事業の固有の基準を定めるものであります。第22条から9ページになりますが第26条までは、家庭的保育事業を行う場所の設備基準、配置すべき職員の基準、保育時間の基準、保育内容の基準、保護者の連携などについて規定しております。

第3章は、利用定員6人以上19人以下の小規模保育事業の固有の基準を定めるものでございまして、第27条は小規模保育事業の区分を規定いたしまして、保育所分園に近い累計のA型、グループ小規模保育のC型と、その中間的なB型の3累計に区分されます。10ページの第28条から15ページの第36条までになりますが、小規模保育事業、各区分ごとの事業所の設備、職員の基準と準用規定で保育時間、保育の内容の基準、保護者との連絡について規定をしてございます。

第4章は、利用定員1人の居宅訪問型保育事業の固有の基準を定めるものでございます。第37条は、居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容を規定し、第38条からちょっと飛びますけども16ページの第41条までは、設備、それから備品、食品の基準、連携施設の確保と準用規定で保育の時間、保育内容の基準、保護者との連絡についての規定でございます。

第5章につきましては、企業が仕事と子育ての両立支援として実施します事業所内保育事業の固有の基準を定めるものでございます。第42条は、利用定員の定員を定める規定で、事業所の利用定員の規模に応じて定める数以上の地域の子どもの定員枠を設けなければならないと、規定をしてございます。17ページの第43条から20ページになります第46条までは、定員20名以上の場合を、それから第47条から第21ページの第48条までは、利用定員19人以下の場合の保育事業の設備、職員の基準、連携施設に関する特例と準用規定で保育時間、保育の内容、保護者との連絡についての規定でございます。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附則の第2条から第5条までは、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、それから小規模保育事業C型の利用定員に関する基準について経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。

〈次に議案第53号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について〉

○佐藤議長 次に議案第53号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 次に議案第53号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

条例の制定に至る経過などにつきましては、先程議案第51号において説明をいたしましたので省略をいたします。

置戸町放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

置戸町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本条例は、条文として趣旨から事故発生時の対応までの全21条で構成されております。第1条は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定めることを趣旨として規定したものです。なお、本町におきましては先程ご説明しましたが、現在置戸町児童センターを設置いたしまして、放課後児童クラブとして実施をしているところでございます。第2条は、この条例における用語の定義を定めるものであります。第3条から第4条は、この条例に定める最低基準の目的と最低基準を超えた設備運営などの向上などについて規定をしております。第5条から6ページの第21条までは、改正後の児童福祉法第34条の8の2により条例に委任された基準を定めるもので、放課後児童健全育成事業の一般原則、一般要件、設備の基準、職員、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理、運営規定、秘密保持、苦情への対応、それから開所時間及び日数、保護者・関係機関との連携、事故発生時の対応などの基準を定める規定でございます。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附則の第2条は、職員に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩	10時40分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第54号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について〉

○佐藤議長 議案第54号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第54号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について説明をいたします。

はじめにこの条例に至る経緯などについて説明いたしますので、別冊のピンク色の表紙にあります議案第54・55号説明資料、地域主権改革一括法等に基づく「指定介護予防支援及び地域包括支援センターに係る基準」を定める条例制定についてをご覧いただきたいと思います。

なお、議案第55号にも関連がありますので併せて説明をいたします。

条例の制定の背景ですが、平成25年6月14日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正され、これまで国が一律定めていました「指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準」及び「地域包括支援センターの職員等に係る基準」について、市町村の条例に定めることが義務付けられたことに伴いまして、基準条例を定めるものであります。

置戸町が制定する条例は、介護保険法第59条及び第115条の24の規定により、置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。介護保険法第115条の46の規定によります置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例であります。なお、条例制定の対象となります介護予防支援及び地域包括支援センターの内容につきましては、記載のとおりでございます。

2ページになります。条例制定の基準でございますが、町が条例で基準を定める際には国の基準に従い定めるものを従うべき基準、国の基準を参酌して定めるものを参酌すべき基準の2つの累計に分類しまして、これらを踏まえて町の実情に応じた内容を定めることとなります。表内は指定介護予防支援等基準関係の従業員及びその員数から事故発生の防止及び発生時の対応と地域包括支援センター基準関係の職員の員数及び人員の配置基準については従うべき基準とされておりまして、それ以外の事項は参酌すべき基準となっております。

条例制定の考え方ですが、国が定める全国一律の基準に従うように求めている項目につきましては、国の基準と同じ内容を条例で定めます。また、条例の実情に応じて独自の基準を定めることができる参酌すべき基準に該当する項目につきましても、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準と同じ内容を条例で定めることといたします。

条例の施行期日は、いずれも平成27年4月1日となります。なお、3ページから4ページに各条例ごとの基準累計の表を貼付しておりますので、本議案の説明と併せてご参照をお願いいたします。

以上で条例制定の概要についての説明をおわります。

それでは議案の説明をいたしますので、議案第54号議案1ページにお戻りください。

置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり制定する。

置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例。

条例は、本則について7つの章、それから34条の条文、附則という構成となっております。第1章は総則として趣旨を定めておりまして、第1条は介護保険法に基づく基準該当介護予防支援及び指

定介護予防支援事業の人員運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準と、指定介護予防支援事業者の指定に必要な申請の要件について定めるものであります。第2章は、指定介護予防支援事業者の指定を定めております。なお、現在本町が指定している事業者は町内1事業所となっております。直営で実施をしているところであります。第2条は、指定介護予防支援事業者の指定をしてはならない場合を規定しております。第3章第3条は、指定介護予防支援事業の基本方針を規定しております。

2ページに移ります。第4章は、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準を定めておりまして、第4条から第5条は従業員の員数、管理者について規定をしてございます。

3ページに移ります。第5章は、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を定めておりまして、第6条の内容、手続の説明及び同意から10ページになりますけども、10ページの第30条の記録の整理まで、事業の運営に関する基準を規定しております。第6章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めており、第31条の指定介護予防支援の基本取扱方針から、飛びますけども15ページの第33条の介護予防支援の提供に当たっての留意事項まで、効果的な支援の方法に関する基準を規定しております。

16ページの方に移ります。第7章は、基準該当介護予防支援に関する基準を定めておりまして、第4条は準用する規定及び読み替え規定となっております。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第54号の説明を終わります。

〈議案第55号 置戸町包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について〉

○佐藤議長 次に議案第55号 置戸町包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第55号 置戸町包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をいたします。

条例の制定に至る経緯などにつきましては、先程議案第54号で説明をいたしましたので省略いたします。

置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

置戸町地域包括支援センターの人員及び運営の基準を定める条例。

本条例は、趣旨から運営まで全4条で構成されております。第1条は、趣旨を定めておりまして、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとしております。なお、本町は地域包括支援センターは1カ所で直営で実施をしているところでございます。第2条は、基本方針を定めており、被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないと定めております。第3条は、職員数の基準を定めており、2ページになりますけども第4条は、適切、公正かつ中立な運営を確保するものを確保することを定めております。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第55号の説明を終わります。

〈議案第56号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第56号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例。

生涯学習情報センター次長。

○佐藤生涯学習情報センター次長 議案第56号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例についてご説明申し上げます。

置戸町生涯学習情報センター条例（平成16年条例第19号）の全部を改正する。

今回の改正は、平成27年4月から置戸町生涯学習情報センターを図書館法に基づく、町立の図書館として設置し運営していくため、条例の改正をするものです。

現在の施設は、平成13年に策定しました置戸町立図書館基本計画、今は平成16年10月1日付で文言の読み替えを行いまして、置戸町生涯学習情報センター基本計画となっておりますが、この基本計画に明記しています基本構想を具体化していくため、誰でも気軽に訪れることができる本のあるひろばを目指し、建設が進められました。この基本計画は、条例の改正後も継続され、また館内等の業務内容もそのまま継続されることから、条例の全部を改正するものです。

置戸町立図書館条例第1条につきましては、図書館法第10条の規定に基づく図書館の設置を規定しています。また、条文中第3条については、図書館が実施に務めなければならない業務について明記されております。現在、置戸町生涯学習情報センターで行っている業務となります。第2条については、名称と位置についてです。第3条については、教育委員会が必要と認める図書館における職員の規定です。第4条については、法に基づく協議会の設置です。第5条については、教育委員会規則への委任です。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

なお、緑色の表紙の議案説明資料中、議案第56号説明資料置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご参照ください。

以上で議案第56号の説明を終わります。

〈議案第57号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第57号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する条例。

生涯学習情報センター次長。

○佐藤生涯学習情報センター次長 議案第57号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する条例についてご説明申し上げます。

置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例（平成16年条例第28号）の全部を改正する。

置戸町立図書館図書資料整備基金条例。

改正の内容につきましては、平成27年4月から置戸町生涯学習情報センターを図書館法に基づく、町立の図書館として設置し、運営していくことに伴い、置戸町生涯学習情報センター条例の全部改正により基金の対象施設を置戸町生涯学習情報センターから置戸町立図書館に改めるものです。他の条

文につきましては、改正前と同様であります。

次のページをお開きください。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例の規定に基づき積み立てられた基金は、改正後の条例の規定に基づいて積み立てられた基金とみなす。

以上で議案第57号の説明を終わります。

〈議案第58号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第58号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

生涯学習情報センター次長。

○佐藤生涯学習情報センター次長 議案第58号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年4月から置戸町生涯学習情報センターを図書館法に基づく町立の図書館として設置し運営していくことに伴い、置戸町生涯学習情報センター条例の全部改正により文言整理のため関係する条例の一部を一括して改正する条例でございます。

置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

条例の内容をご説明いたしますので、緑色の議案説明資料中、議案第58号説明資料置戸町非常勤特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

表につきましては、左から改正する条例内容、改正案、現行の順になっております。

置戸町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1は、報酬額の表になります。表中、生涯学習情報センター運営協議会を図書館協議会に改めるものです。次のページになります。別表第2は、費用弁償額の表になります。表中、生涯学習情報センター運営協議会委員を図書館協議会委員に改めるものです。

次のページになります。第2条議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を次のように改正する。

過半数議決を要する公の施設、第2条第1項中第13号の置戸町生涯学習情報センター5年以上を置戸町立図書館5年以上に改めるものです。特別多数議決を要する公の施設、第3条第1項中第11号の置戸町生涯学習情報センター10年以上を置戸町立図書館10年に改めるものです。

次になります。第3条置戸町公共施設の暴力団排除に関する条例を次のように改正する。

使用の制限する施設。第3条第1項中第2号の置戸町生涯学習情報センター条例（平成16年条例第19号）を置戸町立図書館条例（平成26年条例第〇号）に改めるものです。

議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で議案第58号の説明を終わります。

〈議案第59号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第59号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○中村総務課長 議案第59号についてご説明申し上げます。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明申し上げますので、議案第59号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。緑色の資料になります。

この表は、新旧条例文の対比を掲載しておりますが、第4条第2項で期末手当の支給率を年間0.15カ月引き上げ、4.05カ月とするように改正するものでございます。6月支給は0.075カ月引き上げ、支給率を100分の187.5を100分の195に、12月支給を0.075カ月引き上げ、支給率を100分の202.5を100分の210に改正するものでございます。

議案にお戻りください。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

なお、附則第2項で平成26年度に限り、12月支給分を0.15カ月引き上げ、100分の210を100分の217.5の率により支給することとしてございます。

以上で議案第59号の説明を終わります。

〈議案第60号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第60号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○中村総務課長 議案第60号についてご説明申し上げます。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、議案第60号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

常勤特別職につきましても議案第59号と同様、期末手当の支給率を0.15カ月引き上げ、年間支給率を4.05カ月とするよう改正するものでございます。6月支給は0.075カ月引き上げ、支給率を100分の187.5を100分の195に、12月支給を0.075カ月引き上げ、支給率を100分の202.5を100分の210に改正するものでございます。

議案にお戻りください。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

なお、附則第2項で平成26年度に限り、12月支給分を0.15カ月引き上げ、100分の210を100分の217.5の率により支給することといたしております。

以上で議案第60号の説明を終わります。

〈議案第61号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第61号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

総務課長。

○中村総務課長 議案第61号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成26年度の人事院勧告による給与改正に基づく改正となります。最初に人事院勧告の内容について説明いたしますので、議案第61号説明資料、平成26年度給与勧告の骨子をご覧くださいと思います。ピンク色の縦型の資料になります。

本年度の人事院勧告は、去る8月7日になされてございます。勧告内容ですが、大きく2つございます。ひとつは民間賃金が月例給及び特別給ともに公務員給与を上回ったことから、俸給表水準の引き上げ及び特別給の支給月数を引き上げるもので、この引き上げ勧告につきましては、ともに7年ぶりの勧告となってございます。もうひとつは、平成27年度から3年間で実施する給与制度の総合的見直しでございます。これは地域間と世代間の給与配分を民間の実情に合わせて変更するもので、民間の賃金水準が低い地域における給与を引き下げることが目的としているものでございます。

それでは改正点の主な点について、本町職員に該当する部分について説明いたします。まず本年度の給与改定についてでございますが、月例給では公務員給与が民間給与を1,090円、0.27%下回ったため平均で0.3%の給与引き上げを行うものでございます。採用職員の初任給について2,000円を上げるとともに、若年層に重点をおいた広い範囲の号俸について改定を行う一方で、民間給与を上回る給与水準にある50歳代後半層を中心とする職員の水準は据え置いてございます。

次に諸手当の改定でございますが、2ページになります。通勤手当について、民間事業所における支給額を10%以上下回っていることから、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げとなってございます。

次に勤勉手当についてでございますが、民間の支給割合が4.12月と、公務員の年間支給月、月数3.95月を上回ったことから、年間支給月数を0.15カ月引き上げ、年間で4.10月とし、この引き上げ分につきましては勤勉手当に振り向けられることとなってございます。なお、支給月数につきましては記載の表のとおりでございますので、後程ご覧願いたいと思います。

なお、これら改正の実施時期でございますけれども、俸給表、通勤手当の改定は平成26年4月1日に遡及して実施、期末勤勉手当の改定は12月1日適用とし、本年6月期の手当は支給済みのため、本年については12月期の勤勉手当を引き上げ、来年以降6月期、12月期の勤勉手当を同じ割合となるよう振り出しを行い、それぞれ0.75カ月とするとしてございます。

次に給与制度の総合的見直しについてでございますが、平成18年度から平成22年度にかけて実施された給与構造改革に次ぐ改革として、本年度の給与改定を行ったうえで、平成27年度から3年かけて取り組むもので、一つ目には民間賃金の低い地域における公務員給与の引き下げ、二つ目には

官民の給与差を踏まえ50歳代後半層の水準の引き下げ、三つ目には円滑な人事運営を行うため諸手当の見直し、この大きく3点について実施することとしております。

まず、俸給表の見直しでございますが、俸給表水準を平均2%、高齢層で最大4%下げ、その生み出した給与原資を諸手当などに充当し、地域間の給与格差を拡大するのが柱となっております。行政職俸給表1の場合、俸給表水準を平均2%引き下げるものでございます。1級の全号俸と2級の12号俸以下の水準を据え置き、3級以上の級の高位号俸を最大4%引き下げるとなる一方、職員在職数の多い40歳代や50歳代前半層の昇給機会の確保を図るため、6級の号俸に増設が行われてございます。

先程も言いましたけども、このほか給料表の引き下げで生じた給料原資の一部をその他諸手当の改正に回す措置といたしまして、単身赴任手当については基礎額を7,000円の引き上げと、帰宅旅費相当額を支給する加算額を年間9回の計算から帰宅回数12回に拡充をされてございます。また、管理職員が休日出勤した場合に支給する管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜、午前零時から午前5時までの間になりますけれども、この間に勤務した場合に支給するとしてございます。

なお、総合的見直しの実施時期につきましては、俸給表は平成27年4月1日に切り替えとなりますが、職員の生活への影響を考慮いたしまして激変を緩和するため3年間の減給保証の経過措置が設けられてございます。このほか、3ページの1の③に記載しておりますが、給与制度の総合的な見直しの実施に併せまして、現在実施されております55歳を超える行政職俸給表6級職員の給与を現在一律に1.5%を減額しているこの措置を、経過措置が終了いたします平成30年3月31日をもって廃止とされることとなっております。

以上が今回の勧告内容の主なものとなっております。

それでは条例改正の説明に入りますので、説明資料緑色になりますけれども、議案第61号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧願いたいと思います。

この表の右側が現行、真ん中が改正条例の第1条関係で今年度実施の給与改定に関する条例でございます。左側が第2条関係で給与の総合的見直しに関する改正となっております。

まず真ん中の第1条をご覧ください。

置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次のページになりますが、第9条の5は、通勤手当の改正になります。自動車等の使用車に対する通勤手当について、イ使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の現行4,100円を4,200円から次のページのス使用距離が片道60キロメートル以上が2万4,500円から3万1,600円に改正まで、使用距離区分ごとに記載のとおり改正しようとするものでございます。

次に第15条の4、勤勉手当に関する支給率の改正でございます。次のページになりますが、期別支給分を0.15カ月引き上げ、100分の67.5を100分の82.5に改正、再任用職員に係る支給率を0.05カ月引き上げ、100分の32.5を100分の37.5に改正するものでございます。

最初のページにお戻り願いたいと思います。次に左側、第2条 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、この改正は給与制度の総合的な見直しに係わる改正となっております。第9条の3は、管理職員特別勤務手当になります。第1項は、現行管理職員特別

勤務手当の支給要件となっている勤務を要しない人の週休日等の定義の文言を改めるほか、第2項において新たに管理職員が災害への対処、その他臨時または緊急の必要により週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に手当を支給することとし、その額につきましては3項第2号において勤務1回につき6,000円を超えない範囲において規則で定める額とするものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。第9条の6は、単身赴任手当の改正でございます。単身赴任手当の基礎額について現行2万3,000円を3万円に、職員の住居と配偶者の住居の間の交通距離による加算額の限度額を4万5,000円から7万円に改正するものでございます。第15条の4は、勤勉手当の改正でございます。次のページになります。6月、12月分を第1条で改正した支給率100分の82.5を100分の75に、再任用職員に係る支給率を100分の37.5を100分の35に改正するものでございます。勤勉手当につきましては、本年6月期の手当については支給済みのため、第1条の改正において本年は12月の勤勉手当を引き上げ、第2条の改正において平成27年度以降は6月期、12月期の勤勉手当が同じ割合になるよう振り直しを行い、それぞれ一般職員につきましては0.75カ月及び再任用職員につきましては0.35カ月とするものでございます。第18条の3は、特定の職員についての適用除外についての改正となります。これまで再任用職員に支給されていなかった第9条の6に規定する単身赴任手当について支給することとするものでございます。

次に附則における特定職員に支給する給与の特例措置の改正となります。第6級職の職員で55歳に達した日後における最初の4月1日以後に該当する職員を特定職員と規定しておりますが、平成22年度から当分の間、この特定職員の給与については給与月額額の1.5%を減額する措置を講じておりますが、この期間を平成30年3月31日をもって廃止するものでございます。

議案にお戻りください。議案の第1条及び第2条の別表1については、給料表の改正となっております。第1条の別表1といたしまして、5ページから7ページに別紙①として、これが本年改定に伴う給料表となります。第2条の別表1として8ページから10ページに別紙②として給料表を貼付しておりますが、これにつきましては総合的見直しに係る給料表となっております。なお、別冊でございますけれども、新旧比較給料表といたしまして、平成26年度適用分、同じく平成27年度適用分として本年度給与改定適用及び総合的見直しに係る給料表をそれぞれ主要として、ピンク色の方の資料でございますけれども、そちらに貼付しておりますので後程ご覧願いたいと思います。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。ただし、総合的見直しに係る第2条並びに附則第4条から第7条までの規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

2として、第1条の規定による改正のうち、第15条の4第3項の勤勉手当の改正規定を除く改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から適用するものでございます。

附則第2条は適用日前の異動者の号給の調整、附則第3条は給与の内払い、附則第4条は切替日前の異動者の号給の調整、附則第5条は給料の切替えに伴う経過措置ですが、平成27年4月1日において給料の切り替えによって、これまで受けていた給料月額に達しない場合には、平成30年3月3

1日までの3年間の経過措置として減給補償措置を講ずるものでございます。附則第6条は減給補償措置に講じた際の給料の月額を定めてございます。改定後の給料月額と減給補償される差額を合わせたものが給料の月額とするものでございます。附則第7条は単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置で、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については3万円を超えない範囲で規則で定める額とするものでございます。

以上で議案第61号の説明を終わります。

〈議案第62号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第62号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第62号 置戸町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第34条の7第1項第2号関係）の表を次のように改める。

本改正は、個人町民税の寄付金税額控除の対象となる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人いわゆるNPO法人としての指定を受けるため、本年11月20日町内のNPO法人から指定に係る申出書の提出があり、審査の結果、基準に適合することが認められましたので、条例で個別に指定するため町税条例の一部を改正するものでございます。

今改正により、町が条例に指定する寄付金税額控除の対象となる寄付金を受け入れる法人名は、特定非営利活動法人置戸町くらしサポートたちつと、主たる事務所の所在地は常呂郡置戸町字置戸115番地の1で、別記第2第34条の7第1項第2号関係に追加するものでございます。

参考までですが、本町の指定を受けると個人がその法人に寄付金を支出し、当該寄付金の額の合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額が個人町民税の寄付金税額控除として控除が受けられることとなります。ただし、寄付金額は寄付金を支出した個人の方の総所得金額等の30%相当額が限度となり、この場合、総所得金額に30%を乗じた額から2,000円を引いた残りに100分の6を乗じた額が個人町民税の寄付金税額控除となります。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、緑色の表紙、議案第62号説明資料につきましては、説明を省略いたしますので、後程ご覧ください。

以上で議案第62号の説明を終わります。

〈議案第63号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第63号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第63号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

置戸町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

この改正は、国民健康保険施行令の一部を改正する政令の公布により、これと整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、上昇傾向にある出産費用に配慮し、

出産育児一時金の金額を見直すもので、第7条中「39万円」を「40万円4,000円」に改めるものでございます。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

2は経過措置を規定するもので、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

別冊の鶯色の表紙、議案第63号説明資料、置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、説明を省略いたしますので、後程ご覧ください。

以上で議案第63号の説明を終わります。

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議は、天候悪化のため、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日18日は午後1時から会議を開きます。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 11時50分

平成26年第9回置戸町議会定例会（第2号）

平成26年12月18日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第64号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 3 議案第65号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第66号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第67号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第68号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第69号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第70号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第71号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第72号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 一般質問
- 日程第12 議案第51号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第52号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第53号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第54号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第55号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第56号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例
- 日程第18 議案第57号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する条例
- 日程第19 議案第58号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第59号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第60号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 2 議案第 6 1 号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 日程第 2 3 議案第 6 2 号 置戸町税条例の一部を改正する条例
 日程第 2 4 議案第 6 3 号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第 2 5 報告第 2 0 号 財政的援助団体の監査結果報告について
 日程第 2 6 報告第 2 1 号 定期監査の結果報告について
 日程第 2 7 報告第 2 2 号 例月出納検査の結果報告について
 日程第 2 8 報告第 2 3 号 専決処分の報告について
 日程第 2 9 総務常任委員会の所管事務調査報告について
 日程第 3 0 意見書案第 1 6 号 北海道電力株式会社の電気料金再値上げに関する要望意見書
 日程第 3 1 意見書案第 1 7 号 平成 2 7 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
 日程第 3 2 意見書案第 1 8 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と
 処遇改善を求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 (諸般の報告)
 日程第 2 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度置戸町一般会計補正予算 (第 9 号)
 日程第 3 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
 日程第 4 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
 日程第 5 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
 日程第 6 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 日程第 7 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
 日程第 8 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度置戸町下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
 日程第 9 議案第 7 1 号 工事請負変更契約の締結について
 日程第 1 0 議案第 7 2 号 工事請負変更契約の締結について
 日程第 1 1 一般質問

○出席議員 (10名)

- | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-------|-----|-----|----|
| 1 番 | 嘉 藤 | 均 | 議員 | 2 番 | 小 林 | 満 | 議員 |
| 3 番 | 高 谷 | 勲 | 議員 | 4 番 | 岩 藤 | 孝 一 | 議員 |
| 5 番 | 細 川 | 昭 夫 | 議員 | 6 番 | 石 井 | 伸 二 | 議員 |
| 7 番 | 竹 内 | 雅 俊 | 議員 | 8 番 | 阿 部 | 光 久 | 議員 |
| 9 番 | 佐 藤 | 勇 治 | 議員 | 1 0 番 | 佐 藤 | 純 一 | 議員 |

○欠席議員 (0名)

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長 井 上 久 男
 会 計 管 理 者 鎌 田 満
 総 務 課 長 中 村 啓 二
 町民生活課長 田 中 英 規
 施設整備課長 菅 野 博 敏
 施設整備課技監 高 橋 一 史
 町づくり企画課財政係長 小 島 敦 志

副 町 長 和 田 薫
 町づくり企画課長 栗 生 貞 幸
 総 務 課 参 与 村 松 登 喜 男
 産業振興課長 坂 口 博 昭
 地域福祉センター所長 鈴 木 正 美
 総 務 課 主 幹 高 木 恭 治

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
 社会教育課長 今 西 輝 代 教
 生涯学習情報センター次長 佐 藤 百 合 子

学校教育課長 蓑 島 賢 治
 森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 坂 口 博 昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 早 坂 豊
 臨時事務職員 中 田 美 紀

主 事 長 尾 俊 輔

◎開議宣告

- 佐藤議長 これから本日の会議を開きます。
本日悪天候対応のため作業服での出席を許可します。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- 佐藤議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は置戸町議会会議規則第 122 条の規定によって、8 番 阿部光久議員及び 9 番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

- 佐藤議長 これから諸般の報告をします。
事務局長から報告させます。
事務局長。
○早坂事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。
・意見書案第 16 号から意見書案第 18 号。
本日欠席の旨届出の議員は次のとおりです。
・3 番 高谷 勲議員。
本日の説明員は、前日のとおりです。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
報告を終わります。
○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 13 議案第 51 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の制定についてから

◎日程第 32 議案第 70 号 平成 26 年度置戸町下水道特別会計
補正予算（第 2 号）まで

————— 20 件 一括議題 —————

- 佐藤議長 昨日に引き続き、議案の説明を続けます。
〈議案第 64 号 平成 26 年度置戸町一般会計補正予算（第 9 号）〉
○佐藤議長 議案第 64 号 平成 26 年度置戸町一般会計補正予算（第 9 号）。
町づくり企画課長。
○栗生町づくり企画課長 議案第 64 号について説明をいたします。
平成 26 年度置戸町一般会計補正予算（第 9 号）。
平成 26 年度置戸町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,038,432千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、後程別冊の平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第9号)で説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、本議案の4ページをお開き願います。

第2表 地方債補正。今回の地方債の補正は後程歳入歳出補正予算で説明いたしますが、道営草地整備事業から道営農業競争力強化基盤整備事業までの3事業で、いずれも本年度の起債対象事業費の確定による変更となります。

なお、起債の方法、起債の利率、償還の方法につきましては変更ありません。

引き続き平成26年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第9号)により説明いたしますので、事項別明細書の最終ページの26ページをお開きください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。

前前年度末残高及び前年度末残高の欄は変更ありません。当該年度中増減見込みの起債見込み額欄1、普通債(3)の欄ですが、今回の補正に合わせまして、3月31日付で専決処分いたしました。

平成25年度置戸町一般会計補正予算(第11号)の置戸中学校耐震補強及び大規模改修工事に係る地方債分で1億9,170万円減額し、1億1,090万円に変更をしております。

次に、3その他(2)過疎対策事業債は今回の補正額280万円を増額し、1億8,020万円に変更となります。

一番右側の列、当該年度末現在高見込み額、合計欄で申し上げますが、平成26年度末の残高見込み額は48億28万6,000円となります。

以上で第2表 地方債補正の説明を終わります。

次に第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。3.歳出、1款議会費から総務課長が説明いたします。

(以下、総務課長説明、記載省略。平成26年度置戸町一般会計補正予算(第9号)、別添のとおり)

〈議案第65号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 次に議案第65号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第65号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,417千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ５２０，２９２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

それでは第１条 歳入歳出予算の補正について別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第３号）により歳出より説明いたしますので、事項別明細書の６ページ、７ページをお開きください。

（以下町民生活課長説明、記載省略。平成２６年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書（第３号）、別添のとおり）

〈議案第６６号 平成２６年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）〉

○佐藤議長 次に議案第６６号 平成２６年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第６６号 平成２６年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

平成２６年度置戸町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５，８４４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

それでは第１条 歳入歳出予算の補正について別冊の置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）により歳出より説明いたしますので、事項別明細書の４ページ、５ページをお開きください。下段をご覧ください。

（以下町民生活課長説明、記載省略。平成２６年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書（第１号）、別添のとおり）

〈議案第６７号 平成２６年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）〉

○佐藤議長 次に議案第６７号 平成２６年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第６７号 平成２６年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について説明をいたします。

平成２６年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２６年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，９４３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２５，４２０千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成２６年度介護保険事業特別会計補正予算

事項別明細書（第２号）により説明をいたしますので、事項別明細書の４ページ、５ページをお開きください。それでは下段の歳出から説明をいたします。

（以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。平成２６年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第２号）、別添のとおり）

〈第６８号 平成２６年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）〉

○佐藤議長 次に第６８号 平成２６年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第６８号 平成２６年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

平成２６年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）。

平成２６年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４，０１０千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成２６年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第２号）により説明をいたしますので、事項別明細書の４ページ、５ページをお開きください。それでは下段の歳出から説明をいたします。

（以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。平成２６年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第１号）、別添のとおり）

〈議案第６９号 平成２６年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第２号）〉

○佐藤議長 次に議案第６９号 平成２６年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第２号）。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第６９号の説明をいたします。

議案第６９号 平成２６年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第２号）。

平成２６年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，２１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７７，５６０千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表 地方債補正」による。

第１表 歳入歳出補正予算の内容につきましては、のちほど平成２６年度置戸町簡易水道特別会計

予算事項別明細書（第2号）により説明申し上げます。

第2表 繰越明許費補正について説明いたしますので、2ページをお開きください。

第2表 繰越明許費の補正について説明をいたします。

2款水道費、1項水道事業費、簡易水道再編推進事業1億4,000万円です。今年度置戸町簡易水道再編推進事業、置戸配水池建設工事について配水池1カ所、量水池1室、配水接合池1基を計画しておりましたが、2回入札中止となりました。理由として、型枠、鉄筋の職人が不足しているとのこと。

工事時期によっては来年度以降もこのような状況が続くことが予想されます。このため来年度早々に事業のメドをつけるために繰越手続きを行うものでございます。

今後のスケジュールといたしまして、本定例議会で繰越承認をいただきましたあと、1月起工、2月入札、臨時議会をお願いして契約を行い、工期を9月までと考えております。

平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の8ページ、繰越明許費についてご説明いたしますので、調書をご覧ください。

繰越明許費に関する調書についてご説明いたします。

2款水道費、1項水道事業費、1目水道管理費、簡易水道再編推進事業、金額1億4,000万円です。財源内訳は、国庫補助金3,200万円、地方債1億800万円。繰越理由は年度内事業実施が不可能のためです。

第3表 地方債の補正について説明いたしますので議案69号にお戻りください。

3ページをお開きください。

第3表 地方債の補正。

今回の地方債の補正は簡易水道整備事業に関わる地方債の補正です。当初、限度額は533,700千円としておりましたが、事業執行による事業費の増額に伴い、150万円を増加して535,200千円に変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還方法の変更はありません。

第1条 歳入歳出予算の補正の内容について説明いたしますので、別冊平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、施設整備課長説明、記載省略。平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第70号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に議案第70号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

施設整備課長。

○菅野施設整備課長 議案第70号の説明をいたします。

議案第70号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、施設整備課長説明、記載省略。平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

○佐藤議長 これで議案第51号から議案第70号までの説明を終わります。

◎日程第 9 議案第71号 工事請負変更契約の締結についてから

◎日程第10 議案第72号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 次に議案第71号 工事請負変更契約の締結についてから議案第72号 工事請負変更契約の締結についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました。議案第71号及び議案第72号につきましては変更契約の締結についてでございます。両議案とも内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第71号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 まず議案第71号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第71号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号につきましては、本年7月1日開催の第5回議会臨時会において議案第40号で議決をいただきました置戸地区簡易水道再編推進事業、勝山安住配水池建設工事について、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 目 的 置戸地区簡易水道再編事業

勝山安住配水池外建設工事

2. 金 額 変更前 金 241,920,000円

変更後 金 245,397,600円

3. 相手方 遠藤組・天内工業経常建設共同企業体

常呂郡置戸町字置戸255番地の22

代表者 株式会社遠藤組

代表取締役 遠 藤 耐 藏

北見市東相内町10番地7

構成員 天内工業株式会社

代表取締役 伊 藤 久 美

以上で議案第 7 1 号の提案理由の説明を終わります。

〈議案第 7 2 号 工事請負変更契約の締結について〉

○佐藤議長 次に議案第 7 2 号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第 7 2 号 工事請負変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案第 7 2 号につきましては、本年 1 0 月 1 5 日開催の第 8 回議会臨時会において、議案第 5 0 号で議決をいただきました社会資本整備総合交付金事業橋梁長寿命化修繕工事について、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、工事請負金額変更の契約締結を行うため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 目 的 社会資本整備総合交付金事業
橋梁長寿命化修繕工事
2. 金 額 変更前 金 7 6, 6 8 0, 0 0 0 円
変更後 金 7 7, 8 4 0, 0 0 0 円
3. 相手方 常呂郡置戸町字置戸 2 2 番地の 3
北進工業株式会社
代表取締役 鈴木栄樹

以上で議案第 7 2 号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで議案第 7 1 号から議案第 7 2 号までの提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。2 時 4 5 分から再開します。

休憩	1 4 時 3 0 分
再開	1 4 時 4 5 分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第 2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

2 番 小林満議員。

○2 番 小林議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問したいというふうに思います。

一つ目は、平成 2 7 年度の予算編成についてでございますが、1 1 月 1 1 日に置戸タイムス紙上で平成 2 7 年度の各課の幹部を集め、それぞれその方針を示したというふうに聞いておりますが、本町における歳入に占める地方交付税の推移を見ますと、平成 2 2 年度頃から当初予算と普通交付税の決定額は 2 億円から 3 億円程度の差があったように思います。

予算にも若干の余裕があったようにも思いますし、余剰した財源は財政調整基金や減債基金に積み

立てて、今年３月時点では財政調整基金は１０億円、減債基金は１４億８，０００万円と多く積み立てております。

しかし、平成２６年度の地方交付税は当初予算と交付決定額は１億円の差で、従来と相当違ってきているように思います。国の方針も過疎地域に対する交付税の減額率が非常に高く、道内１７１町村が減額されております。多い町村では１５％以上減額されているところもございます。さらに来年度の国の予算の概算要求では全体枠で５％を減額する方向と聞いておりますが、ますます過疎地域には厳しくなることも予想されます。

そこで、平成２７年度から第５次総合計画の後期計画スタート年度でもあり、これからの事業見直しも含めて、歳出の削減や経費の見直しを含め、どう舵をとっていくか町長の考え方をお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 平成２７年度の予算編成についてということですが、議員からもお話がありましたけれども、１１月１日に予算編成会議を開催いたしまして、平成２７年度の方針を示し、編成作業をスタートしたところであります。

今月１４日にはご承知のように衆議院議員総選挙が行われました。その結果を踏まえ考えますと、国においてはこれまでの政策が基本的には引き続き進められるであろうというふうに予想されます。

これから本格的な予算編成時期を迎えるわけですが、国の概算要求には消費税の増税分が見込まれておりました。税制改正、社会福祉関係の予算の見直しということが予想されるわけでありまして、今後国の予算編成の動向に注視をして行く必要があるというふうに思います。

そこでご質問のありました今後の財政運営に対する考え方ですが、最初に地方交付税の動向について申し上げたいと思います。平成２６年度の普通交付税総額であります。前年比１％減ということで１５兆８，７２４億円でありましたけれども、都道府県分は０．３％増ということでありました。

しかし、一方、市町村については２．６％減ということになっております。金額にしまして１，９４５億円くらいになりますが、市町村の分としては減ということになりました。中でも、歳出特別枠の減額による地域経済あるいは雇用対策費での影響が大きかったわけですが、本町においても、前年比１億９，３５７万円の減額ということになりました。

議員からもお話がありましたけれども、全道では１７１の市町村、オホーツク管内ではすべての市町村で減額となりました。さらに、平成２７年度、新年度であります。国の概算要求ではすでにマイナス６％の要求額ということになっておりまして、本町の普通交付税にこれを置き換えますと、単純計算ではありますけれども、本年度より１億円以上の金額になるんじゃないかというふうに思います。景気の回復によりさらに縮小されますと、今後の財政運営ということが一段と厳しくなるんじゃないかというふうに思います。

また、２７年度第５次の総合計画の後期計画がスタートいたします。前期計画からの継続事業としての簡易水道の再編推進事業、それから下水道施設の改修事業、さらに公共施設の耐震改修の他にふるさと銀河線跡地整備の事業、これらの他に特別養護老人ホームの改修だとか、それから境野公民館の改修といった、こうした新規事業も想定されてきますので、いずれも大型事業でありますから、多

くの財源が当然必要になってきます。

事業の実施に当たっては、当然ながら補助金などの確保あるいは交付税措置等のある起債を有効に活用して、後年度において公債費の償還が過度な財政負担にならないように十分配慮しながら財政の健全性を維持してまいりたいと、このように考えております。

また第5次の行政改革大綱がございます。この大綱に基づいて行財政改革の取り組みについても積極的に行っていかなければならないというふうに思いますので、当然ながらそうした大綱を進めながら経常経費の削減、あるいは限られた財源の中で重要と緊急度の高い事業というものを優先して進めていきたいと、このように思っております。

現在第5次の総合計画、後期計画の策定作業中ではありますが、実施計画に盛り込む事務事業内容について十分精査しながら、第5次の総合計画のスローガンと言いましょ、目指すところが、自然を愛し、人にやさしいまちの実現を目指すんだというふうに言っておりますけれども、そうしたことを後期においても、そのことを念頭に置いて進めていきたいと、このように思っております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 後期の事業が相当数継続されていくわけですが、非常に厳しい中でのスタートだというふうに思いますので、十分ですね、その辺の舵取りをうまくやっていただきたいというふうに思います。

それでは第2問の方にまいりたいと思いますけれども、林業労働者の確保と林業技術の継承についてでございます。町内で働く林業労働者、いわゆる造林とか造材ですが、非常に高齢化して、今は約40名ほど働いておりますけれども、そのうち65歳以上の人は約40%ほどおります。最近では国も間伐事業だとかシステム事業だとかということで、非常に大量の事業が出てきております。さらには、道有林も最近の造林事業は多くなってきて非常に人手が足りないということが言われております。

そういう中ですぐに雇用しても、やっぱり技術伝承が非常に難しくですね、若い人はとっつきにくいということもございます。非常に若年労働者の参入がままにならないということから、山の守り手がいなくなる危機感が非常に強いというふうに思っています。

そういう中で若者育成と技術の伝承をできるような組織を早急に作って、造林造材の通年雇用の確立、あるいは月給制や手当の充実、そして魅力ある職場づくりを目指していかないと、非常に先進的な取り組みができないんじゃないかというふうに思います。これらのことを進めるにあたって、町内の事業体と組織化を進めたり、あるいは協議会を作って、できればそういう場を広く持って、今の諸問題を解決する一つの方策として町長はどういうふうに考えているか、考え方を伺いたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 林業労働者の確保と育成、さらに林業技術の習得への行政へ支援についてのご質問かというふうに思います。少し前向きに答えたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいとこのように思いますが、町内で働く林業労働者の高齢化、加えて若い後継者の参入が少ない現状は、林業を基幹産業とする本町にとっても大きな課題だというふうに思います。

全国的な林業労働力の動向について少し触れたいというふうに思いますが、林業労働者数は長期的

には減少傾向にございます。加えて、高齢化率65歳以上の割合であります、この高齢化率は平成22年の調査で21%と、全産業平均の10%に比べますと非常に高い高齢化率になっているという現状にあります。

また一方、若年者率35歳未満の割合ということのようではありますが、この率は平成22年で18%というふうになっておりまして、労働力の高齢化という点においては一定の歯止めがかかっているというふうに言われております。しかし、昭和55年には15万人であった従事者数が、平成22年には5万1,000人まで減少しているということでもあります。15万人は5万1,000人にまで減少しているということでもあります。

これらの対策として、国においては平成8年に林業労働力確保に関する法律を制定しました。林業労働力の確保促進と新規就業の円滑化がこの法律の下で図られてきたというふうに思います。また、平成15年度からは議員もご承知のように緑の雇用事業が一定の成果が挙げられたというふうに思います。そうした中で若年の新規就業者数が少しずつではありますがありますけれども、増加に転じてきたというふうに言えると思います。

そこで、森林面積が8割を占めております本町に於ける課題でありますけれども、森林が果たしている大きな役割あるいはその重要性ということを考えますと、今改めてここで議員に申し上げる必要もないというふうに思います。必要なことは林業関係者はもちろんでありますけれども、国も北海道も、そして町も、森林の守り手がいなくなるという危機感というのを共有しなければならないだろうというふうに私は思っています。

本町の人工林の多くは高齢級化してきております。ご承知のとおりであります。これから伐期を迎え、事業量の増加ということが見込まれる中、循環型の形態を進めていく上でも林業技術の継承を基本とした若い後継者の育成というのは待ったなしだろうというふうに考える必要があるというふうに思います。現在ある組織や団体、いろいろあると思います。いろいろあると思いますけれども、この組織のやっぱり活性化をまず図らなければならないというふうに思いますので、そのための組織あるいは協議機関の創設ということについては全く異論のないところであります。

しかし、林業労働者の雇用環境、これらについては他の産業に比べて雇用の不安定さ、あるいは賃金の低水準、労働災害の発生頻度が高いということなども含めて考えますと、若年層を中心として、その労働力の確保が大変困難な状況にもあるという、この現状もやはりきちっと認識する必要があるだろうというふうに思います。

これらの課題解決に向けて、先に少し述べましたけれども、国が実施しております緑の雇用制度、これを有効に活用することがまず必要であろうというふうに思います。議員もご承知のことです。ですから、今さら申し上げる必要はないかもしれませんが、この緑の雇用制度、いくつかの柱があります。

一つは緑の新規就業総合支援事業、二つ目は現場技術者の育成対策事業、さらに三つ目は林業労働者のキャリア形成支援事業、この三つが緑の雇用制度の柱になっているわけでもあります。加えまして、北海道造林協会が運営している林業労働力確保支援センター、この事業の活用ということも有効な手立ての一つになるだろうというふうに考えております。

しかし、それらの事業が本町の現場において不都合な点、あるいは、どうも合致しないなという点

も多々あるのかもしれませんが。その時は町が独自に補完するという支援を考えていきたいと、このように思っております。

私ども行政体と森林組合を始めとする事業主の方々が連携あるいは協力を深める中で、町内の林業労働者の雇用実態等について、まず調査をする必要があるだろうというふうに思います。そうした中で、この雇用環境の改善だとか、あるいは継続性に向けた協議の場というものを早急に立ち上げたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、林業の担い手として新規参入者を通年、ここがちょっと重要なんです。通年雇用する考えのある事業主があれば、町としても必要な支援を行う用意があるというふうに申し上げます。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 前向きな答弁をいただきまして、協議会も早急に設置するということですので、大変ご答弁をいただきましてありがとうございました。

今年の林野庁の方針を見ますと、林業林産業の成長産業化という言葉がよく言われております。先般も東京へ行くチャンスがありまして、林野庁に寄ってきたんですが、どうも掛け声とこの林業林産業の成長化と事業がうまく結びついていないんでないかということをちょっと感じました。つい最近も担い手センターの旭さんともちょっと話したんですが、将来的には今、町長が言ったように緑の雇用がですね、国有林も取り上げるだろうと。現場のさっき言ったように、1年生、2年生、3年生のそれぞれの仕組みがですね、受けてないと大変困るような事態が来るんでないかとちょっと危惧しました。

町長が言われたように、せっかく国の制度がある以上、業界の人も結構年間何日も美唄の研修だとか、岩見沢の研修だとかって出てますから、働く人はそれなりの手当で何かをもらうからいいんですけども、実際には企業内の研修がありますよね、こういう時に指導者の手当では1日5,000円だと。5,000円ではまあどれくらい指導するのか、まだわかりませんが、そんなこともですね、地元としてやっぱり支援していかないと本当の雇用に結びつかないんでないかと。

先ほど町長が言ったように、そういうのも支援していこうと。ちょっとこう話がありましたので、具体的にですね、どうするか、これから協議会や調査を含めてですね、前向きにとりあえず取り組んでいただきたいということだけ申し上げて終わりたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 町も先ほど申し上げましたように、やっぱり基幹産業の一つでありますから、それをやはり将来的に安定的にやはり現場で働けるという、またそういう技術も取得しているという、そうした人をこれからも作っていかねばならないだろうと、こういうふうに思います。

しかし、お金というか補助金を出せばそれで決着するという問題でもありませんから、やはりその置戸の林業関係者の事業主と言いましょか、そうした人たちがやはりどこまでやれるのかということとはいつもあるんですけども、やっぱり今冒頭申し上げたような観点で、こうした事業について、また現場における作業をスムーズに進めていく上においても、今やらねばならないということはやっぱりあるというふうに思います。

文字通り事業主の方、そして私ども行政を預かる立場の者、そしてこれから林業労働技術者として、

その現場で働くというそうした人たちが一緒になって、やはり目指すものをきちっと明確にしてやっていく、そういう時期を今迎えているんじゃないかというふうに思いますので、いろいろとまた私どもに対してアドバイスと言いましょうか、いただければなというふうに思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 以上で終わります。

○佐藤議長 7番 竹内雅俊議員。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 それでは町長にお聞きいたしたいと思います。国の地方創生に対する置戸町の取り組みについてお聞きしたいと思います。

この制度につきましては、ご存知と思いますが、今一度読み上げて質問させていただきます。まち、ひと、しごと創生法案など地方創生関連2法案が11月6日の衆議院本会議で可決され、参議院でも11月21日に可決されました。この法案は人口減少で悩む地方と東京一極集中に歯止めをかけることを大きな課題として、50年後を見据えた長期ビジョンと5ヵ年計画の総合戦略の骨子からなっています。出生率向上や子育て支援の充実を掲げていますが、もう1本企業の地方移転のための税制改正など、国がやるべきことを明確にされていません。政府の話では、具体的な政策提示は12月以降に示される見通しとのことでございます。

この地方創生に対して石破大臣は、地方自治体が地方創生関連に使える自由度の高い新たな交付金に関し、やる気のあるところ、ないところと一緒に配分したら全体が駄目になると明言しております。この法律は、都道府県と市町村が2015年度中にまとめる人口減少対策の5ヵ年計画、いわゆる地方版総合戦略と位置づけられています。ただし、この戦略を制作することは努力義務とされております。

そこで町長にお聞きいたします。置戸町として地方創生に対してどのように取り組み対応していくのか、お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 国の地方創生に対する置戸町の取り組みについてというご質問であります。安倍政権の重要課題と位置付けられております、このまち、ひと、しごと創生法というのは、ご紹介ありましたように11月21日に成立いたしました。

この法案の長期ビジョンの中では、まず50年後、2060年ということですが、50年後の日本の人口を1億人程度確保することという、ある種命題がございます。次に、地方創生は目指す多様な日本社会の姿として、人口減少に歯止めがかかれば、地域資源を生かして心豊かな地域社会が実現できること、あるいは東京一極集中の是正で一層安全安心な東京圏が実現できること。さらには、それぞれの地域が強みを生かし、多様な日本社会が実現できるというふうに、この長期ビジョンの中ではうたわれております。

この長期ビジョンを受けて、国では総合戦略を作成している、併せて都道府県が市町村に対しても同様に地方版総合戦略の作成、平成28年3月末までというふうに言われておりますが、この地方版総合戦略の作成を努力義務としているところであります。

この総合戦略の詳細については今後具体的にもう少し示されることになるだろうというふうに思いますが、現時点では人口データというものに基づいて地域ごとの特性あるいは地域課題というもの

を抽出して、まち、ひと、しごと創生のために、それぞれの地域課題を一体的に取り組むこと。また、計画については５ヵ年として、さらには政策目標を設定し、検証あるいは改善の仕組みというものを取り入れるというふうになっております。

本町の今後の取り組みということですが、本町にとっても人口減少あるいは少子高齢化というのは今後のまちづくりにおいても重要な課題になっているわけでありまして、特に出生率の低下については将来の地域経済力の縮小ということも招いていくわけでありまして、その縮小がさらなる人口減少にも影響するというか、加速をしていくということになるんだろうというふうに思います。

今日まで基幹産業であります農林商工業への支援を始めとして、安心して子供を産み育てることができる環境作り、あるいは教育環境の改善、さらにはお年寄りが安心して住み続けることができる、そんな観点から福祉だとか、医療対策だとか、いろいろ町としても独自の政策を数多く行ってきたというふうに思います。しかし、本町の人口はご承知のように本年１１月末で３，１３７人です。また、高齢化率も４０％を超え、まさしく地域創生の必要性を強く感じざるを得ないというふうに思います。

先ほどもお話ししましたが、現在第５次の置戸町総合計画の後期計画の策定作業中です。この計画の実現こそが置戸の将来に新たな道を切り開くものだというふうに確信をしているところでもあります。したがって、この総合計画を基本として、さらに人口減少対策あるいは地域振興策に特化して置戸版の総合戦略というものを策定していきたいというふうに考えております。

国の方の法律の中でも言われておりますけれども、策定に当たっては総合計画はもちろんでありますけれども、町民の皆さん、さらには議会議員の皆さん方、そして関係機関の方々からのいろいろとご意見をいただいて、地方版というよりも置戸版の総合戦略というものを作っていききたい、このように思っております。

○佐藤議長 ７番。

○７番 竹内議員〔一般質問席〕 先ほど小林議員からも質問がありましたけれども、私も聞いていて、かなり前ですね、若い時ですか、この林業者絶対なるよと。なんとか組織作ってあげないと駄目だなと。今回、この問題を書いている最中に、やはり置戸の産業、これは大事だよと。やはりこの中の地方創生の中にも生かしていけるんじゃないかと、こう思ったわけでございます。

今回のこの地方創生、国は言わば都道府県あるいは全国の市町村、言わば地域に合った創生力を試しているのかなと。これにうまく乗っていくところ、まあ人口増えればたいしたものですが、人口減少を抑えるだけでも素晴らしいことだと私は思っております。

今置戸の人口３，２００ちょっと切りましたか。毎年だいたい２％ずつずっと減ってるんですよね。３，０００人いれば６０人、亡くなる方、引っ越していかれる方、まあそれを本当に、亡くなる方は仕方がないとしても、やはり外へ行かれる方を止めて、そのために働く場も大事であろうと、こう思っております。

前回一般質問の中でもどこですか、秋田が行っているＴＭＲあるいは前に私たち勉強してまいりましたけれどもコントラ事業とか、そういったことも一つの手なのかなと、この事業に乗れないのかなと、こう思うわけですが、町長としてはどう考えておりますか。この事業は乗れるかどうか、どうお考えになるか、お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私に限らずですね、歴代の町長はやはり人口の減少という問題について頭を痛めてきた課題の一つだったというふうに思います。どこの首長さんもそうですけれども、今までまちづくりに私は一生懸命それぞれの町の特性というものを認識しながらやってきたというふうに思います。私も間違いなくその１人だというふうに思っています。しかし、なかなかこの人口の減少というものについて言えば、その成果が上がっていないというのも事実だと思います。

今、農業関係で議員のみなさんはいろいろ視察をしてきたTMRもそうですし、コントラクターもそうですし、農業におけるいろんな形態というものもこれから考えられるというふうに思います。しかし、基本的にはどれも省力化ということなわけです。ですから、それらを進めることによって人口が本当に増えていく方向なのかというと、またこれもちょうど難しい面があると思います。

農業者の皆さん方にとっては、もちろんいろんな労働力の省力化に繋がりますから、それ自体は進めていく必要があると思いますし、これからもそのことが、そうした事業については進んでいくだろうと思います。進んでいきますけれども、それでは一方、そのために、そのことによって人口が増えて行くのかどうかというのはなかなか難しいと思います。問題はやはりその辺のことだというふうに思います。

ですから、まあ言葉で言えば、第６次産業みたいのを目指して、農業の部分ですけれども、そういうことを考えるというか、やることによって、何人かの人が増えるんじゃないかという期待感はあるだろうというふうに思います。しかし、これとても、やはりきちっとした価値観というものを共有できる、あるいはそうした中でリーダーシップをきちっと発揮できる人、そうした人材もやはり求めていかなきゃならないだろうというふうに思っています。

先ほど小林議員のご質問の中でもお答えしましたけれども、お答えした通りです。この課題というか、共通の理解というか、思いは持っていると思います。持っていると思いますけれども、そこからもう一歩踏み出すことができるのかどうかだというふうに思います。

先ほど申し上げたのは、今の国の制度あるいは北海道の制度、また北海道におけるいろんな団体での仕掛けと言いましょ、そうした中で、それを最大活用しながら置戸独自としてやるのが今必要でないかというのは、間違いなくまち、ひと、しごとの創生法というのを率直に言ってそれを意識しながら答弁させてもらったというふうに思います。

これは行政だけで、私がそういうふうに思っているだけでは成功する、成就できるというものではないと思います。やはりそこに、基本になるというか、中心になるやっぱり事業主というか、そこにいくんだらうと思います。ですから、今の林業を取り巻く状況というのが以前よりは少し良い方向にはあるというふうに思います。良い方向にはあると思いますけれども、厳しいというのもまた現状としてありますから、それを乗り越えるだけのパワーというか、気迫というか、そういうこともお互いに求め合いながら具体化していきたいなというふうに思っています。

一つの例として基幹産業である農業あるいは林業のことについての関係で申し上げましたけれども、これは商工業にとっても同じように言えるだろうというふうに思っています。

○佐藤議長 ７番。

○７番 竹内議員〔一般質問席〕 最近国でいろんな方策が出ております。去年でしたか、私たちはど

こですか、喜茂別だったかな、行きますと、総務省が行っております地域おこし協力隊、あそこでも何人か卒業され、ラーメン屋をやったり、あるいは商工会議所だったかな、どこかそういうところに入ってみたり、残っていただけている。

ただ、総務省がっているのは3大都市圏あるいは政令都市と何か一つの限定があるみたいで、例えば北見から人を呼ぶと言ったら、これには当てはまらないのかなと、そういう感じはありますけれども、でも良い制度だなと、そう思っております。まあ、国のいろんな制度がありますので、一ついろんな形で置戸町としても、努力していただきたいと思います。

また、先程言いましたけれども、コントラ事業、あれは鹿追町ですか、組織を作って、そして畑も畑作ですか、例えば畑作にしても、酪農にしてもそうです。年をとって農家をやめる。やはり体に無理がかかりますのでね、そういった時にはコントラ事業というのは本当にいいもんだと、そう思いますね。そういう組織もひとつの大事な方策でないかなと私は思っております。

それと、昨日ですか、新聞に出ておりましたけれども、私はこの事業が来年からスタートするのかなと、こう思いましたら、今年の補正予算案に新交付金3,000億円なんてつけるなんて、こう書いてありました。3,000億円の中には自治体の判断で行う子育て世代、あるいは支援、燃料費です、ここに2,000億円を使って、そして後の1,000億円はもうすでにやっている、創生をやっている市町村がある、そういうところに支援をしないと、前出しで、そういう新聞記事が載っております。

それとですね、今ちょっと思い出しましたがけれども、今年は別海町に行ってまいりました。浜中町、別海町。私の担当は別海町ですけれども、ちょっと別海町の話をしていしますと、早くから研修センターというのかな、酪農の。これを作って、そして若者を都会から呼んで、そこで言わば基礎を学ばして、そして空気が出たら空気が出たところに送り込むと、そういう制度をやっていて、なるほどと、早くからやっているなど。

いろいろと聞いたり、調べてみますと、ちょっと規模が違うんですね。置戸は酪農家ったら50戸か51戸ですか。800戸超えているんですよ。その面積もものすごい。そして行けば、やはり活力があるなどというのは、この事業に対して年間いくらか赤字が出ているのかなと、そう聞きますと5,000万円出てますと。その5,000万円のうち町負担が4,300万円、あとの700万円はJAが負担していると。そういう制度でやっているみたいです。

でもやっぱり町には活力があります。そのくらいの思い切ったことをやらなければ、やっぱりこの過疎というのはどんどん進んでいくのかなと。また、そのくらいのことをやっても町民はおそらく言わないでしょう。やはり町に活力がつくという前提があります。そのくらいの今度来年度から始まるこの創生に対しても町長の気持ちは太っ腹で、よしという感じで取り組んでほしいなと思いますけれども、それくらいの気持ちになっていただければいいかなと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いつもそういう気持ち、私自身は持っています。幸か不幸かと言いましようか、置戸はいろんな産業があります。今、浜中町、別海町の酪農中心の町のお話がありました。5,000万円の赤字ですか、5,000万円の赤字というのは1戸ということですか？研修センターでね、なるほど。もちろんそういう研修をするためのものですから、最初からそれは赤字なんていうもので

はなくて、お金の出し入れということで言えば、もちろんその覚悟はあったと思います。

そういう中で人材をより有能な人材をそこから輩出していく、そして現場で有効な人材に仕上げていくという、そうした目的はあったから、それは当初からその覚悟はあったというふうに思います。

いろんな人材を育てるのは、特に人材を育てるということで言えば、その覚悟はやはり必要だろうというふうに思います。先ほど地域おこし協力隊のお話がありましたけれども、いろんな町にこの協力隊で来ている人たちもいます。ただ、一つだけ言えるのは、目指すのは町としてですね、目指すものが何かということを明確にしていなければ駄目だということだと思います。来る人も混乱するでしょうし、そのことが来てくれる人にきちっと伝わらなければならないと思っていますので、この地域おこし協力隊の導入と言いましょ、念頭にはあります。早ければ2年後と思っています。

しかし、置戸には20年近くやってきている地遊人事業があります。少し形態は違いますけれども似通ったところ、いろいろあります。その歴史というのは大事にしなければなりませんし、これからそれを次の世代にと言いましょ、うまくバトンタッチできるかどうかという、そういう意味では岐路にあるというのか、そういう状況にあると思います。

そうした中で、先ほど申し上げた地域おこし協力隊の、この制度についての導入も検討しなければならないというふうに思っています、本当は地遊人事業がこれからも続いていくことを願っていますが、それが難しいということになれば、この協力隊の制度導入ということも前向きに検討する必要があるだろうと、現時点ではそういうふうに思っています。

先ほど、林業関係のことについて申し上げました。あまりというか、今までやってきたことのないものだというふうに思っています。通年雇用をしてくれと事業主の方々にお願いしなければならないと思っています。しかし、その中できちとした人件費と言いましょ、これを町として出しますよと。全額とはなかなか言い切れませんけれども、半分になるのか、3分の2になるのかはこれからの検討事項としても、積極的にそうした支援という、そんな事を考えてますよという思いで先ほど申し上げました。

これは林業ばかりじゃなくて、商工業の近々商工会ともいろいろとやり取りする予定をしておりますけれども、商工会の関係者の人たちにもそうした思いでお話をしていきたいというふうに思っていますし、そのことを関係する人たちがストレートに受け止めて、そして行政と一緒に、やはり地域おこし、町おこし、街の商店街を活性化させるんだという思いで、共通の課題として議論したいなというふうに思っていますし、関係者の人たちには、そういう意味での大きな期待を寄せながら議論したいなというふうに思っています。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。まあ、相手があることですから、町長はそう思ってもなかなか、独自に進むわけにはいきません。一つ、これを創生の基礎を作り上げるいろんな方とお話し合いをして、一つでも良いものがあれば最大限努力していただきたい、こう思っております。一つこれからの事業であります。置戸町の人口減少率が2%と言わずに1%に近づいていただければ幸いかなと思います。頑張ってくださいと思います。終わります。

○佐藤議長 9番 佐藤勇治議員。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは住宅政策について、これに関わる質問を町長に2点ほどさ

せていただきたいと思います。

1点目につきましては住宅改修奨励金交付事業でございます。この事業につきましては、井上町長が4期目のスタート時に政策のメニューとして、平成24年7月から3年間の時限としてスタートいたしました。

この事業については、今年度はその3年目ということで最終年度ということになります。そこで今日までのこの事業の3年間の実績として、今年はまだ実施中でありますけれども、現在まで含めてこの事業の奨励金の件数あるいは金額、それから町内、町外の施工業者のそれぞれの対象工事の金額など、それらの実績がまとまっていればお示しいただきたいと思います。

また、この事業の目的とするところは、まず第一には町民の自らの住宅の改修により快適な住居環境で暮らせること。それから2点目については、主に町内の建築あるいは建設施工業者の事業の増進、それらによってさらに3つ目は奨励金を地域限定型の商品券の交付により町内商店街の購買力の向上に寄与すると、こういった大きく3つの地域の経済の活力あるいは消費を高めるための目的として3年間に限ってということでスタートいたしました。

それでこの3年間の実績を踏まえまして、町長としてどのようにこの事業を評価しているのか。あるいは町民の中にはこの事業の継続を望む町民の方が数多くあるということも承知しております。本年度以降のこの事業の継続について、町長の考え方を伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 住宅改修奨励事業についてでありますけれども、議員の方からいろいろとお話もいただきました。ご承知のように平成24年7月に事業を開始しまして、平成27年の、来年の3月までの時限立法ということで実施してきました。

この事業、本町に所有している専用住宅の改修に際して、改修費用の一部を支援することで、今後もし置戸に長く住み続けていただきたいという思いが、強い思いが、そこにはあります。と同時に、やはり住環境を少しでも良くしたいなというような思いの中でこの事業を進めてきました。また、同時にこの奨励金を商業振興会で発行している商品券を交付することで、商工業の振興を図ることをもう一つの目的としてやったわけであります。

はじめに、これまでの実施してきた実績であります。平成24年度は27件で、この奨励金額は402万円です。25年度は40件で691万円。また、平成26年度、今年度途中でありますが、現在まで30件で478万円です。現在までの、この3年間で累計しますと97件で1,571万円の奨励金を交付したということになります。

この事業に対する評価であります。議員の方からもおっしゃっていただきました、現在までに97人の方に利用をいただいたわけですが、改修費も町内業者分で3,910万円ということになります。これに奨励金いわゆる商品券であります。この交付額は1,571万円です。この商品券を加えますと町内で5,481万円の消費が生まれたということになるかというふうに思います。これらの数字からも、この制度へのニーズと言いましょ、いわゆる期待と言いましょ、そういうものも高く商工業の振興策としても事業効果というものは十分あったというふうに今のところ判断しております。

ご質問の来年度以降の制度延長についてであります。これまでの利用状況は好調であること、ま

た制度延長を期待するという声もいただいておりますし、議員の方からのお話もございました。そうしたことを受けますと、平成27年度から何年にするかという問題はちょっとありますけれども、3年程度の事業延長を前提にして、現在までの良かったというふうに言われていますけれども、やはり検証する必要があるだろうというふうに思いますので、検証して制度内容の見直しというか、そんなことも含めて検討したいというふうに思います。

大きな期待と言いましょか、言っていただいておりますので、平成27年度から3年程度の事業延長は考えたいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 3年程度の延長を考えているというお話でした。それで11月26日に置戸地区の地域懇談会がありまして、これについても若干町民の方から意見がございまして、詳細については町づくり企画課長から説明がありまして、継続の方向で内容をさらに担当の段階で精査して検討したいと、そういうお話がありました。

それで一応3年間実施してきた中で、今後あと3年というか、実施するのに当たって、継続するにあたって、今の制度についての具体的な拡充というか、今助成金が最高額で50万円ということで上限が設定されております。

対象工事費が30万円以上ということですので、町内ですと2%ですので6万円ですか、町外者の施工業者がやればその半分ということで3万円ということなんですが、こういったちょっと細い話になるんですが、具体的にそういうことが第二弾として継続する場合に、そういったことが検討の課題になっているかどうか、ということとですね。商品券の使いというか、町内の商店街で消費するわけですが、その期限と言いますか、利用の期限が半年というか6ヵ月ということで設定されているんですね。

ある程度期限が設定されている中での消費を拡大していくという狙いもあると思うんですが、ただ、最高限度額50万円ということで、その50万円分の商品券を利用者がいただいた中で、果たしてその6ヵ月間で上限の50万円をどうやって使うかというのが非常に、まあ高額なものを買えばある程度消費しやすいと思うんですが、そういったことも若干不都合さというか、そういったことも今言われています。

例えば、冬期間であれば灯油や暖房器具を買ったりとか、そういったこともできますし、あるいは大型の例えば電気製品とか、そういったこともできるんですが、一定程度、そういったことが自分のところに完備していれば、なかなか50万円の商品券を半年で消費するというのはなかなか厳しいという声も伺っています。

そんなことで、また27年から継続するというので、すでに予算編成の方も現課の方でやっておられるんだというふうに思いますが、こういったことについての今の制度、その内容についてそういった改正というか、あるいは見直しというものを考えられているかどうか、その辺のところをあれば伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まだ具体的に、今おっしゃられた内容についての検討は担当の方ではしているのかもしれませんが、私との間ではまだ検討する段階にはなっていないです。今のお話あったこともお

話としてはよく理解できると思います。

しかし、まあ何て言うんでしょうか、置戸に長く住んでもらいたい、しかも住宅環境が少しでも良くなるようにということで作った制度であります。さらに、欲張りなものですから商品券を有効活用して商工業の発展にもつなげたいなんていう、こういうようなあれもこれもなんて考えるから今のようないろいろと出てくるんだと思います。

実際に受け取る側にすると、商品券よりも現金の方がありがたいんだわと。これも率直なところだと思います。しかし、今みんながこの置戸の町をどうしていこうかという、ちょっと今の立っている位置より高く考えると、商工業の人たちも苦戦しているから、消費者の人たちも応援しようじゃないかというふうに考えると、この商品券の有効性というか、やっていること自体に対する理解も深まるんじゃないかなあというふうに思っているところです。

いずれにしても、冒頭申し上げましたように、所管の担当の方ではいろいろと検討中なのかもしれませんが、なお検討してみたいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 会議の途中ですが、申し上げます。佐藤議員に申し上げます。会議時間延長のため発言を中止願います。4時になりますが、議事の都合により、引き続き会議を続けます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

会議を続けます。

9番 佐藤議員。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 町長からいろいろあった3年間やってみて、あれもこれもと町民の方がいろんな意見があるということでした。この狙いというのは、やっぱり3年間で1,570万円の商品券が町内で回ったということは非常に大きな事業効果だと思います。そして、さらにですね、施工業者が3,900万円ですか、町内の事業が。そういうことで大きなインパクトのあった事業だなというふうに私は解釈しています。

それで、いずれにしろこれから内部でいろいろと検討するということですので、いろんな形でこの3年間の事業を検討されてですね、あるいは点検されて、町民の皆さんにこの目的は先ほども町長が言われたように長く置戸町に住んでいただきたいという目的が大事だということが言われたので、この趣旨に沿って、ぜひまた継続してよりよい制度に仕上げていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。住宅の関連について2点目ですけれども、町営住宅の改修計画について伺います。町営住宅改修事業につきましては、これまで町営住宅の再生マスタープランに基づいて昭和30年代後半から40年代にかけて建てられた老朽化した住宅が順次取り壊され、新しい住宅に建て替えられたところであります。現在は昭和51年に建てられた若松の第7団地、これは浄化センターの向かいの団地でございますけれども、このブロック造りの16戸がいちばん古い町営住宅となっています。

このように順次改築が進む中、平成25年度、昨年度は3棟6戸が、そして今年度ですけれども2棟4戸がふるさと銀河線跡地を活用し、まちなかの移転改築が行われました。まちなかのこれらの展開は入居者の高齢化あるいは買い物や公共機関あるいは病院などの利便性を考え、ふるさと銀河線の跡地活用と合わせて、その上、中心商店街の空き地の空洞化に配慮した移転改築計画であると認識いたします。

そこで明年度以降の町営住宅の改修計画についてでございますけれども、今後どのようにまちなかの方へ進めるのか。そして何棟くらいが銀河線跡地を活用してということですが、まだ銀河線跡地については東西と言いますか、それぞれありますけれども、それらの跡地にどのような形で進められるのか、それらについて伺いたいと思います。

それと、第6団地、いわゆる小学校の向かい側、ほぼ斜め向かいの団地が全く用途廃止になってそのままになっていますけれども、これらの解体について。それから跡地ですね、どのような活用を考えているのか、この辺についても併せてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町営住宅の整備について、と言うことでありますけれども、平成5年に策定の置戸町公共賃貸住宅再生マスタープラン。それと平成24年2月に策定をいたしました置戸町公営住宅等長寿命化計画に基づいて建て替え等を進めてまいりました。お話にありました、ふるさと銀河線跡地を活用したまちなか団地については、第6団地を建て替えて平成25年度、さらに平成26年度の2カ年で5棟10戸を建設いたしました。

そこで、平成27年度以降の建て替え計画であります。第7団地、町内は若松の浄化センターの前側と言いますか、ここが第7団地ですが、この移転建て替え用として平成27年度に実施設計を行い、移転場所を継続してまちなか団地に予定しているところであります。このほか、建設場所としては現在の団地の西側に平成28年度で2棟4戸、平成29年度で1棟2戸の合わせて3棟6戸を計画しているわけでありまして。道道を挟んだ東側、旧銀河線の盛土を撤去したところであります。平成29年度に1棟2戸、平成30年度に2棟4戸の合わせまして3棟6戸を計画しております。合計しますと6棟12戸の建設を予定しているということになります。

また、ご質問がありましたけれども第6団地の解体についてでありますけれども、用途廃止後の平成27年度、新年度に解体を予定しているところであります。また、解体後の跡地活用につきましては、現在検討中ですが、近くに置戸小学校はあるものの、地域的には閑静な住宅街でもあることから、宅地として分譲して行くことが有効かというふうに現在のところ考えているところであります。議員の方からお話がありましたし、過去にも他の議員さんの方からありましたけれども、高齢社会になってきている中で、コンパクトシティと言いますか、街の中に、街の方の近くにと言いますか、住宅を建て替えるにあたって、また新しく建てるにあたって、そのことを念頭に考えていったらいかがなものかというふうないろんなご意見もいただいておりますので、土地の有効活用ということももちろん考えていかなければなりませんけれども、いちどそこに住まいを求めると長くそこに居住するということになるだろうというふうに思っていますので、そうしたことを念頭におきながら、これからの公営住宅、町営住宅等についても考えていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 町営住宅の改築計画についての方角性と言いますか、具体的な場所等、それから建てる住宅の軒数、その計画ということで答弁していただきました。第6団地、いわゆる小学校の向かい側と言いますか、その宅地分譲化ということで、これは私もその部分については頭によぎりました。基本的には町内に、境野にはあのような宅地の分譲地が整備されておりますけれども、具体的にその町内にですね、家を求めている人が具体的に公のそういった宅地の分譲地がな

いということで、この活用というのは大いに場所的にも合致するんでないかと、そういう思いがしております。

それで、若干これは私の意見になってしまうかもしれませんが、第6団地の後のことについては理解しました。いずれにしろ、これから建てる分については第7団地に住んでいる方、今年4軒街中の方に引っ越されまして、残っているのはあそこ16戸ありますから、16軒の方がまだ住んでいらっしゃると思うんです。その方を優先的に、これから年次計画で、街中の方に転居と言いますか、入居していただく形になろうかと思うんですが、その後の第7団地の活用もまたどうするかということも、ちょっと私の頭によぎりました。

これは通告もしていませんし、具体的に役場内で検討をされているかどうか、ちょっと定かではありません。けれども非常に町内の住宅事情と言いますか、空き家はたくさんあるんですが、働いている方へ勤労者の方の住宅は非常に求めづらいということが言われております。それでたまたま今年教員住宅の空き家があって、そこに緊急避難的に社会福祉協議会の職員の方が条件付きということで入られたということを聞いております。

要は住宅がないということだったと思うんですが、いずれにしろ、来年の教員の人事異動によってはまたそこを開け渡さなければならぬという、そういった意見も出てくると思うんですね。いずれにしろ、第6団地はそのような形で将来ビジョンを持っているということですが、第7団地については私もあそこに子供3人と家族5人で入居したことがありますけれども、非常にブロック建てで、中身の改修というのは、木造と違ってなかなか改築しづらいんですけれども、もう少し住宅の活用というのを考えてもいいんじゃないかというふうに私の個人的な意見としてあります。

それは町営住宅というのは公営住宅法に基づいて非常に縛りがあったり規制があったりということで、なかなか面倒なところがあるんですが、むしろあの第7団地はそういった町営住宅から用途廃止して、具体的に町独自の条例を作って、そういった勤労者向けの住宅にリニューアルと言いますか、そういったものをいっぺんにということはなかなか難しいと思うんですが、退去された人の後から1戸でも2戸でもそういった勤労者の働く人の住宅にある程度、低家賃と言いますか、そういったものを設定して、そういった活用もいかなものかというふうに私自身感じているところでございます。

いずれにしろ、先ほど地方創生事業の話がありましたけれども、仕事があって、人があって、町があって、反対から行くと町、人、仕事じゃなくて、逆だと思いませんか。先ほども林業の仕事の話がありましたが、そのことはまさに置戸に人を増やすための一つの大きな手立てだと思いませんか。そういったことで、逆に仕事があって、人があって、置戸という町が創生していくと。そういうことを考えれば、何よりも仕事があって、そこに住む人の住宅がなければ、なかなか町の人口が増えないというか、いわゆる減少に歯止めがかからないという、そういうことになるかと思うんですね。そういったことで、ぜひこれは先程も言いましたけれども、私の個人的な意見なんですが、第7団地の活用について、これから時間をかけて有効に活用していただきたいと思いますが、もし町長のご意見があれば伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今の現状と言いましょか、状況を考えますと、本当に公営住宅という形で建て替えていくことが本当にどうなのかというのも、私も少なからずその気持ちはあります。ありますけ

れども、いろんな制約もありますけれども、また良い面もあるから続けているところもあるんですが、今言われましたように第7団地の部分でいうと、その後の用途廃止をして、そして議員が言われるような自由度の高い住まいとして活用できるようなことも併せて検討したいと、このように思います。

町と人と仕事の新法案もですね、国の方ではシナリオ的には言うんですが、現場サイドというか、私の方からすると、どっちが先だとか後だとかというよりも、3つは一緒にならないと成立しないことなんです。だから、住む人たちも住宅がないと必ず言うんだけど、自分の住まいとして、自分が住む価値のある住宅として考えた時にないという話なんですよ。簡単に言えば、新しい住宅にやっぱり入りたいということなんですよ。ですから、一気にというのはなかなか難しいですけども、少しずつ今申し上げたような改修というか、住宅改修ということも含めて、少しずつ改善していくしかないだろうと、こういうふうに思います。

置戸の場合というのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、いろんな事業をやっている中で、教員住宅と言えども空いていたら、地遊人の人たちも入れたらいいんでないのと。また酪農ヘルパーで来ている人たちもいるじゃないかと。そういう人たちに開放してくれたらよりありがたいのにねという意見も当然あります。また、酪農家のところに実習だとか、それからひょっとしたら後継者になるかもしれないという人材の人たちも、なんとか住宅を確保してもらえないだろうかという、その経営者と言いましょうか、事業主の人達からもそういった声があります。ですから、なかなか誰にでも彼にでもどうぞということは難しいことがありますけれども、しかし自由度の高いそうした住宅を1軒でも2軒でも確保できるような、そうしたことも含めて考えていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは私の質問を以上で終わります。

○佐藤議長 5番 細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に木道プロムナードの本工事着工前に再度町民の説明会と意見を聞く場を設けてはいかがかと思い質問をいたします。

9月定例議会で木道プロムナード施工委託料210万円の補正予算が議決されて12月から工事が行われています。その作業現場を見た多くの町民からいろんな意見が聞こえてきます。どうしてまくら木をコンクリートに代えるのか。せっかく残した線路が見えなくなってしまうのではないか。その木道を作って誰が利用するのか。費用はいくらぐらいかかるのか。このような主な意見でございます。

木道プロムナード計画は何年も前からの構想であり、住民説明会も何度となく実施してきました。その結果を踏まえて着工しようとしているわけですから、行政とすれば何を今更と、そういう思いが強いと思います。しかし、住民の声は構想計画の時点ではなかなか聞こえてこず、説明会を開いてもあまり人が集まらないのが実態です。そして完成してからいろいろと批判の声が上がります。幸い、木道プロムナードは今回冬期間の耐性テストで試験着工されるものです。雪が溶けた4月、5月頃にどのような形になるのか、その姿を町民に見てもらい、大儀、目的、景観、費用などについて、もう一度住民との話し合いの場を設けるべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 木道プロムナードの町民の再説明についてと言うことでありますが、この木道プロムナードの整備につきましては、平成23年度に銀河線跡地整備に向けた議論のたたき台として市

街地区の銀河線跡地構想図というのを作成して以降、町民の皆さん、あるいは議会議員並びに関係機関の皆さんのご意見もいただきながら準備を進めてきたところであります。

特に鉄道の歴史を後世にしっかりと伝えていくということと、大通り商店街と中央公民館あるいはスポーツセンター、また生涯学習情報センター、加えて森林工芸館、これらのところと市街中心部を一体化することで日常的に利用される憩いの場としての活用と、加えて町民のみなさんの利便性ということも念頭に置きながら目指しているところであります。

平成25年度に基本設計を終えまして、現在、実施設計に向けた検討材料とするために、このぼつぼ裏の鉄道跡を利用して、鉄道敷地の冬期間における路盤の状況、歩行者の安全確保、除雪の方法あるいは木道部分の施工方法、これらについて検証を行う必要があるだろうということで試験施工の工事を行っているのはご承知のとおりであります。工事を終えたら、全長15メートル程度でありますけれども、町民の皆さんに実際に歩いていただいて、また全体イメージや色合いというものなども含めて、素材ということを含めてでありますけれども、ご意見をいただく予定であります。また、雪解け後の施行状況などを確認した上で、実施設計に向けた検討を行うこととしております。

議員から町民への説明を行ってはどうかということでのご質問ですが、これまでいただいたご意見あるいは試験施工の結果というものをもとに、町民の皆さんとの意見交換を行う予定であります。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 今答弁で再度町民の意見を、現場を見てもらった上で意見交換をするというお話をいただきました。それで私も商工会長時代からあそこの鉄道、その前にあの鉄道を取りあえず残してくれと町長に陳情した張本人でありますから、その一つとして誤解を受けたら困りますので、取り外しのわずか1週間か10日前の駆け込みのお願いだったと思います。早急に取り外ししてしまっは元に戻らないし、まあ不要であれば、その後取り払うことについてはたいした費用も掛からないと、そんなことで取りあえずは残してもらいました。

私が残してもらった理由の中にいろいろと、ここでは長々となりますからそれは省きますが、その後のぼつぼと工芸館を結ぶ通路としてどうかという意見も出て、そのことで先ほど言った商工会長時代にも説明を受けましたけれども、なかなか私自身納得できないものがありました。

町民にも町長が何回も説明会を開いていますから 十分理解をしてもらっているだろうと思うんですけれども、本当に先ほども当初お話をしたように、やはり現物を見て初めて町民もなんだということになるのは今までずっと町政を見てきて、町民の意見はそうなんですね、先ほど町長は竹内議員の中で、地方創生の中でも町民、議員、多くの方々の意見を多く取り入れたいと、そんな話をしておりましたので、木道プロムナードをどうしてもやるんだという、そういうなんて言いますかな、原則のもとで町民の意見を聞くと、どうしてもまた偏ってしまうということですので、そういう聞く場を設ける場合はですね、先ほども言った意見を十分考慮して、白紙に戻ったような状態で聞くべきかと思うんですが、そのことをちょっともう一度、念を押しておきたいのですが。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 この問題ばかりじゃなくて、町民の方々の意見を聞くというのは、私は真摯に聞いてきたつもりでありますし、いつも意見を伺う時には謙虚であらねばならないというふうに思っ

きています。そのことはこれからも変わりありません。

しかし、今まで積み上げてきた議論というのは一体何だったのかというふうになりやしないかというふうに思います。町民の人たちも3, 200人いますからいろんな意見があると思います。そのいろんな意見があったからこれだけ積み重ねてきたんだというふうに私は思っています。そのことは町政を預かる私の立場もそうでありますけれども、議員の皆さん方においても同じだと思います。そのことをやはりきちっと抑えなければ負託されていることが一体何なのかということになるんだろうというふうに思います。

ですから、今回もこういうような実証試験と言いましょうか、そういうものを現場で多くの人たちに見てもらって、さらに意見をいただこう。それを設計に反映させようじゃないかということでありまして、もう一度その白紙に戻ってというのとはちょっと違うというふうに私は思っています。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 ちょっと私の言い方も間違ったかも知らないです。白紙に戻すということじゃなくて、町長が言ったように、行政のトップを預かる町長として、今まで積み上げてきたその意見はどうなのかと、十分その点はわかっています。議会としても今までその意見の中にも加わってきたわけでありますから。

ただ一つですね、本当に現物を見て初めて感じるところが十分にありますので、幸い今回試験的に15メートルやるわけでありますから、そのことを住民に見せてこういうものと、ゆっくりとこの雪のある中じゃなくて、解けて全体が見渡せるようになった中で景観も含めて、先ほど言ったように目的、100年の鉄道の歴史を残すためのものだということをもう一度、やっぱり町民がわかるように、やっぱり説明すべきでないかと思いますので、そのことだけお願いいたしまして、町民への説明をやるということをお伺いいたしましたので、私はこれで質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 現場を見てもらって、いろんな意見を伺いたいと思っています。議員もご承知のように、歩くところについて再生木材を使ったらいいんじゃないかということで、実際にご意見を伺う時にもそのものを見せながらお話もいただいたところであります。これとても私は限りなく本当の木を使いたいという思いはあります。ですから、いろんな意見は当然出てくると思います。これはもうどうせやって、そして一定程度年月が経ったらまた新しくしなきゃならないんだから、だから木でやった方がいいんじゃないかというご意見の方もいらっしゃると思います。

しかし、少しでも長く使うとすれば、木というのはいかがなものかと。今申し上げたようなこの木に限りなく近いそうした材料を使って整備したらいいんじゃないかという、ある種費用の問題と言いましょうか、そうしたことでの意見を申し上げる方もいらっしゃいますし、いろんなご意見があると思います。ですから、今回の実証試験についても、いろんな意見があると思います。いろんな意見があると思いますけれども、それはやっぱり集約をして、町民の声を大事にしながらも、最終的に決めるのはこの場だというふうに思っています。もちろん議員のみなさんはじめ細川議員さんもそうですが、ぜひ積極的なご意見を頂き、そしてその意見を戦い合わせながらといいましようか、やりとりをしながら最終的に決めていきたいなと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 私自身もその木道プロムナードの事業について積極的な意見は実際今まで述べてきていません。多くの町民から意見も十分町長が言われたように、何回もやっているわけですから、行政としては町民の声が出たんだろうと理解するのは無理がないことだと思うんですが、説明会の中でおそらく一体いくらくらいかかるのかと、そういった総予算なんかも示されてなかったと思いますのでね、実際今度皆に姿を見せた時に、結果的にこれくらいの予算がかかりますと。そんなことが重要な要素であるということと、その100年の鉄道の歴史を残すという意味をもう一度僕がとっぴじめの質問の中で大儀は一体何なのかと。

町長が言っているように、この置戸町は網走本線の鉄道100年とともに発達してきたと。その大事な鉄道を後世に残したいと。そういう意味からも今の新しいプロムナードにする恰好が本当にいいのかどうかということも、やっぱり町民に示す必要があるのかなと思いますので、そのことも含めて議員としても発言していきたいと思いますけれども、是非町民にも費用も含めて説明をしていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告に従いまして教育長に質問をしたいと思います。

本年度は置戸町第9次社会教育5ヵ年計画の最終年であります。策定された計画の成果や反省については今後議論をしなければならないと思いますし、私たちは町のさらなる文化発展のために指針を策定しなければなりません。

計画策定の目的として掲げられたものの一つに、少子高齢化社会と過疎化の対応として子育て支援、地域全体での子育て、高齢者が生き生きと暮らしながら地域に貢献できる仕組み作りを置戸町の社会教育はその役割を推進しなければならないと表現されています。少子高齢化と地域コミュニケーションの機能の変化に対応したまちづくりの再構築を掲げております。少子高齢化と地域コミュニケーションの再構築という現在進行中の問題を置戸町の歴史という縦軸から見ますと、次代を担う後継者であり、この町を次の世代に引き継いでいくべき若い世代と、これまで郷土を築いてきた経験豊かな世代の連携であります。後世に継承する担い手の減少は文化の危機的問題でもあります。子供たちに郷土の歴史を知る機会を与えるのは我々大人の役割でもあります。

前回の第8次社会教育計画においては次のような重点目標が掲げられていました。歴史や文化を守るために私たちの町には想像がある。先人が築いた地域文化や思想を継承するとともに、自由で夢のある創造文化のまちづくりを進めます。これは歴史や文化、生活を学ぶことによって郷土を愛する心を養うことを目的としたものでした。

今回の第9次ではこのような文言は消えたものの、伝統芸能及び地域文化の担い手育成、平成の古老の声、置戸の歴史を語るという具体的な内容として掲げられていますが、さらに次世代への継承という視点に立った推進が必要だと考えます。

また、来年度は置戸町の開基100年とも重なりますし、大人にも子供にも町の歴史の検証を推進してほしいと思います。どのように伝えていくか議論し、具体化していかなければならないのではないのでしょうか。教育長の郷土愛を育む方法として歴史教育についてのお考えをお聞きいたします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 郷土愛と歴史教育についてですが、先人が本当に大変な苦勞をされて築かれた

置戸町、その歴史と文化を後世に伝え、将来の発展につなげていくということは教育委員会の責務というふうに考えております。

歴史文化の伝承については三度の町史の編纂をはじめ、議会史、社会教育50年誌、公民館60周年記念誌、さらには各種団体等の周年記念誌の発行により貴重な資料として残されております。教育委員会としても、それらの発行に力を注いでまいりました。

現在は置戸町100年の歴史と証言集の発刊に向けて、歴史と文化に詳しい方々に編集委員となっただいて精力的に編纂作業を進めているところです。また、嘉藤議員は十分承知されていることでありますが、置戸町は旧石器の宝庫で置戸町全体が貴重な文化遺跡という位置づけとなっております。太古のロマンを感じさせる置戸町の文化財、それを大切に保存し活用するために、平成21年度に文化財保護審議会を設置して、平成24年10月1日には旧石器の藤川コレクションと大矢ぼっこ靴について町の文化財指定をしたところでございます。さらに札幌学院大学と平成24年8月17日に地域連携協定を結び、考古学を実習しながら学術調査を進めているところです。

また、昭和63年に開設しました現在の郷土資料館ですが、築56年を経過しておりますことから移転について検討中ではありますが、郷土史研究会のご協力をいただいて多くの資料の収集、保存と展示を行っております。小学校4年生は毎年郷土学習として郷土資料館の見学も行っております。

それから、伝統芸能や芸術活動についてですが、各団体の活動を支援して11月の町民文化祭で多くの町民に観賞いただいております。これらの活動についても次世代に継承する努力を各団体が続けており、教育委員会としても引き続き支援していかなければならないなというふうに思っております。今年度の文化連盟による文化奨励賞として境野の豊年種まきおどりを表彰して、境野地区子ども会を表彰しております。

ご質問の郷土愛を育む方法としての歴史教育についてですが、小学校の郷土資料館の見学を始め、社会科の副読本おけとなどを通じて、小学校でも学習を進めております。また、郷土愛についてはやはり家庭、地域での体験を伴った日常生活や文化活動、さらには地域の絆を感じるところから自然と醸成されることが望ましいと感じております。置戸町では置戸子供七夕祭りや地域の子ども会活動、地域の伝統行事、さらには置戸夏まつり人間ばん馬など、置戸らしい多くの取り組みがあり、そこで地域の皆さんの関わりがあることが郷土愛を育むというふうに思っております。

今後も歴史と文化を学ぶことと、様々な体験や地域のかかわりを通じて、感性や情緒を健やかに育むことで生まれ育った置戸町に誇りと郷土愛を持てるよう意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今教育長から答弁がありました。子供たちと言いますか、歴史を伝えていくということでは置戸の歴史は深い意味を持っているのか、長い年月があるのかなという感じをしています。今ある置戸町というのは、長い歴史と言いますか、過去を踏み台にしてと言いますか、歴史を積み重ねて、今の町をつくってきたことだと思いますし、将来に向かってはやはり過去を見ながら、その歴史を大切にして、将来を見据えなければならないということをいつも考えているところですけども、先ほど答弁の中に副読本の話もありました。私も情報センターで副読本をちょっと見させていただいたんですが、置戸の歴史については十分に表現されているのかなと感じたわけですが

れども、10年に一度くらいの更新だと思いますけれども、何か見た感じではタイムリー的ではない、置戸の歴史を本当にうまく伝えている副読本なのかなという疑問を持つところもあります。その編纂にあたりまして、名前はと言いますか、協力した人の名前を見ますと過去の学校の先生であったり、そういう担当の者であって、置戸の歴史に詳しい人はどこまで携わっているのかという不思議な印象を持ったところでもありますし、やはりそういう物を作るということについては、置戸の歴史を十分に認識した人たちをいろいろアドバイスを受けながらやるべきではないのかなというふうに考えておりますが、その辺教育長のご意見をいただきたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 郷土愛ということについてですが、私は生まれは滝川なのですが、故郷は、と聞かれましたら置戸町というふうに答えています。それはこの町を離れた時に、今までいくつもの町で住んできたんですが、どこの町よりも置戸町に戻りたいというふうに思って、それが、その思いが起因しているんだなというふうに思っています。離れたくない。そして離れた時にこの町に戻りたいと、その思いは僕は郷土愛でないかなと思っていますし、また郷土愛というのはまちづくり、自治体のまちづくりの行政の評価そのものではないかなというふうに思っています。

高齢者が辛い思いをされて苦勞をされて、そして今生活をしている時に、本当に今1人になっても安心して生活できる、そう感ずる町が報われたなと感ずることができる町。それから今働き盛りの若い世代は今の仕事は自分の生き甲斐、そして自分たちがこの町を動かしていると実感できる町、それから子供たちはたくさんの友達に囲まれて学校が楽しくて仕方がないと、そんな思いは郷土愛とつながっていくんだなというふうに思っています。

そして今、過疎化という言葉聞くたびに、若い世代にこの郷土愛を強く持ってもらいたいなと、という思いが強さを増しています。来年100周年で若い世代は野外ライブを計画していますが、企画に参加してますが、成功させるんだ、成功させたいという強い思いを目を輝かせて私に語ってくる若者がたくさんいます。幕が下りた時にやり切ったという成就感、そしてその思いはやがて置戸の町だから出来たんだという、そういう思いに変わって、それが郷土愛につながっていくんでないかというふうに思いますし、また、小学生、中学生で言えば、全国学習状況調査の中で、学校は楽しいというふうに答えている子供たちは9割おります。また、地域行事に参加しているかという質問に対しても9割を超えています。さらに家族の人は学校の運動会ですとか学芸会、そして参観日に来てくれますかという質問に対して、なんと100%の子供が来てくれるというふうに答えています。置戸の子供たちはどこの地域よりも充実した学校生活を送っているんだなということが数字が示してくれているというふうに感じています。そんな思いはやっぱり郷土愛につながっていくんだなというふうに思います。

また、郷土愛というのは自分の子供もそうなんですが、離れると置戸の景色を思い出します。ですから、郷土愛というのは本当に目に見える情景に深くつながっているということも強く感じます。置戸町の美しい自然がもっと美しく見えるように、あの森を、野中を散策してみたいとか、あの川辺で釣りたい。それから、この美しい田園風景の中で野菜を育てたい、牛を育てたいという思い。そして車を走らせている時に思わず車を止めてシャッターを切りたくなるという、そんな思いを喚起させて、その思いが実現できる、そんな風景が深い郷土愛につながっていくんだなというふうに思っています。

郷土愛というのは持てと言って持てるものではなくて、どんな風景の中でも、毎日毎日どんな生活を送っているかと。その思いそのものではないかなというふうに感じています。

それから、歴史教育についてですが、郷土愛が強ければ強いほど置戸の歴史について、今までの歴史がとても息づいて、そして先人の苦勞に敬意を表して、そこに感謝が生まれてくるのかなというふうに感じています。そのためにも郷土資料館の整備や古老の声の編集、あと秋田で言えば秋田音頭、なまはげ太鼓なんかもしっかり伝承していかなければならないと思いますし、今議員がおっしゃった副読本置戸の編纂についても次年度見直しの時期になりますが、嘉藤議員の言われる視点でしっかりと見直しをしていきたいなというふうに思っています。

100周年行事、それは間違いなく郷土愛そして置戸の歴史、それが大きなキーワードだと思っていますので、町民全員で取り組まなければならないことだなというふうに思っているところです。

○佐藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今教育長の郷土愛ということでお伺いいたしました。本当に置戸生まれではないにしても、本当に置戸の町の町民として置戸の郷土を愛してくれているなど、そういうふうに感じているところであります。ただ、秋田には先ほどなまはげの話も出ておりましたけれども、秋田音頭の愛好会もありますし、いろんなものもありますけれども、実は小学校の統合ということで、秋田も勝山も境野も統合と言うことでひとつの小学校になってしまいました。元々各学校にあったカレンダー作りですとか、木工作りですとか、いろんな継承ということで、学校を統合するときには、そういうものについても継承してやりたいということでの統合だったと思いますけれども、実際にはその思い叶わずと言いますか、今はそれできない中での統合と言うことになってしまいました。生きるものであれば、なるべくそういうものも残して、それが地域の歴史や伝統でもあったはずですし、これからも継承していかなければならないものだとは自分は思っております。

今更復活も難しいかとは思いますが、教育長の意見がありましたらお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 それぞれ境野の思い、秋田の思い、勝山の思いがあって、それが学校現場の中でなかなかうまく取り入れることができないというのが事実だというふうに思っています。非常にやはり今の指導計画の中で、年間指導計画の中で取り上げるということもとても時間数の関係で難しい状況であります。どうしても地域の方々に頼らざるを得ないという部分が大きいかというふうに思っておりますので、地域の中で、ぜひとも支えていただき、継承していただけたらというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思いますし、教育委員会でもできることがあれば一緒にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 本当に置戸の文化、歴史を子供たちに伝えていくというのが我々の責任でもありますし、それを来年の100年は節目なのかなという思いもあります。また、継続的にやっていかなければならないという部分も多少あると思いますけれども、教育長の郷土愛をぜひとも町民すべてに出していただきたいと思いますし伝えていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会をいたします。

閉会 16時48分

平成26年第9回置戸町議会定例会（第3号）

平成26年12月19日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第51号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第52号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第53号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第54号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第55号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第56号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例
- 日程第 9 議案第57号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する条例
- 日程第10 議案第58号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第59号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第60号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第61号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第62号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第63号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第64号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 議案第65号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第66号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第67号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第68号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第69号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 2 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 7 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 4 議案第 7 2 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 2 5 報告第 2 0 号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 2 6 報告第 2 1 号 定期監査の結果報告について
- 日程第 2 7 報告第 2 2 号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 2 8 報告第 2 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 9 総務常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 3 0 意見書案第 1 6 号 北海道電力株式会社の電気料金再値上げに関する要望意見書
- 日程第 3 1 意見書案第 1 7 号 平成 2 7 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
- 日程第 3 2 意見書案第 1 8 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と
処遇改善を求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 5 1 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 2 号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について
- 日程第 5 議案第 5 3 号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 5 号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条
例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 置戸町生涯学習情報センタ一条例の全部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 7 号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する
条例
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部
を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第14 議案第62号 置戸町税条例の一部を改正する条例
 日程第15 議案第63号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第16 議案第64号 平成26年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
 日程第17 議案第65号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第18 議案第66号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第19 議案第67号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第20 議案第68号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第21 議案第69号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
 日程第22 議案第70号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
 日程第23 議案第71号 工事請負変更契約の締結について
 日程第24 議案第72号 工事請負変更契約の締結について
 日程第25 報告第20号 財政的援助団体の監査結果報告について
 日程第26 報告第21号 定期監査の結果報告について
 日程第27 報告第22号 例月出納検査の結果報告について
 日程第28 報告第23号 専決処分の報告について
 日程第29 総務常任委員会の所管事務調査報告について
 日程第30 意見書案第16号 北海道電力株式会社の電気料金再値上げに関する要望意見書
 日程第31 意見書案第17号 平成27年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
 日程第32 意見書案第18号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と
 処遇改善を求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番	嘉藤均	議員	2番	小林満	議員
3番	高谷勲	議員	4番	岩藤孝一	議員
5番	細川昭夫	議員	6番	石井伸二	議員
7番	竹内雅俊	議員	8番	阿部光久	議員
9番	佐藤勇治	議員	10番	佐藤純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	中村啓二	総務課参与	村松登喜男
町民生活課長	田中英規	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	菅野博敏	地域福祉センター所長	鈴木正美

施設整備課技監 高 橋 一 史
町づくり企画課財政係長 小 島 敦 志

総務課主幹 高 木 恭 治

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 今 西 輝 代 教
生涯学習情報センター次長 佐 藤 百 合 子

学校教育課長 蓑 島 賢 治
森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 坂 口 博 昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 早 坂 豊
臨時事務職員 中 田 美 紀

主 事 長 尾 俊 輔

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 嘉藤 均議員及び2番 小林 満議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日の説明員は前日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして町長にお伺いいたします。まず、銀河線跡地利用の実施に向けてということで通告しております2点についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、先般行われました住民説明会等でも住民の中から何回か同じような質問、意見が出ていたと思います。そんなことを踏まえまして質問させていただきます。北見側の市街地入り口部分の北光パーキングのトイレ改善や鉄道林の整備による見晴らしの確保は必要と思われます。このエリアの銀河線跡地計画について現実的に実現可能な計画、そういったものを立てるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に2点目ですけれども、昨日の佐藤議員の一般質問の中でも町営住宅のことについて質問がありました。その中で、宮下町内というような町営住宅の建設という説明もありましたけれども、そんなこともあります。2点目の質問として、盛土撤去した跡地には町営住宅を建てるということですが、高齢化が進む今後の置戸町の人口推移を考えるならば、従前の公営住宅の建築様式ではなく、高齢者向けの建築様式等を考慮した町営住宅というものもありなのかなとも思います。そういった意味で、そういった住宅を建てる意思があるかどうかということでお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 銀河線跡地利用の実施に向けてということでのご質問にお答えしたいと思います。

はじめに北見側からの市街地入り口部分の北光パーキングのトイレと鉄道林についてお答えをしたいと思います。市街地入り口部分の鉄道跡地、ご承知のように約1キロメートルほどレールを残しております。駐車場あるいは公衆トイレなどを含む鉄道公園としての整備ということをいろいろと検討してまいりました。この間、国に対してもそうでありますが、北海道も含めて町としての考え方、あるいは計画についていろいろとお話をし、協力を求めてきたところでもあります。しかし、残念ながら最終的には難しいという結論に達しました。

また、この鉄道跡地の国道側、ご承知のように急傾斜地になっていることから、土砂あるいは岩石等の落石防止のための擁壁というのが設置されているわけではありますが、いろいろと調査をしていただきました。また、私どもとしても調査をしたわけではありますが、非常に老朽化が著しいという状況が判明をいたしました。さらに昨年10月の大雪の際に大量の倒木が発生しまして、専門家にもいろいろ依頼をして安全対策のための擁壁の改築あるいは治山工事についていろいろアドバイスを受けたところではありますが、これらに必要とする事業費と言いますか、5億～6億円はかかるであろうということでした。この結果から鉄道記念公園としての活用については当面見送らざるを得ないだろうなというふうに思っておりまして、それじゃ鉄道の部分をどうするかということになるわけではありますが、当面は現状のまま保存するというか、そういうような方法しかないかなというふうに、今の段階では思っております。

そこでご質問の北光パーキングのトイレの問題ではありますが、建物が老朽化していること、さらには汲み取り式のトイレであること、そんなことを考えますと非常に利用するにあたって利用しづらいという状況にもあります。改修あるいは改築いずれの場合も水洗化が必要であると考えておりますが、現在のトイレはパーキングと傾斜地の狭い場所に建設されていることから、同じ場所でも改修等については十分な用地がちょっと確保できないんじゃないかなという気がいたします。また、北光パーキングの下手の立木につきましては、河川用地あるいは道路用地が混在している所でもありますけれども、伐採等については、町の方で勝手に切るというわけにはいかないということでもあります。

いずれの場所も土地の所有者は国ということになっておりますので、トイレ用地の確保あるいは立木の伐採については関係機関と十分協議の上検討してまいりたいというふうに思います。置戸市街への入り口でありますので、景観上あるいは環境上の配慮ということも必要な場所でもありますので、そうした視点も含めて検討したいというふうに思います。トイレの長距離トラックと言いますか、それから駐車スペースというか、チェーン着脱場で車を停めて休むという場所としては現状あの周辺で考えますと、現在地が1番いいのかなという感じがしますがけれども、トイレの利用ということで考えますと、もう少し下の方へ下ろしたいというような思いもありまして非常に苦慮しているところでもあります。下の方で用地はきちっと確保できるのであれば、用地というのは駐車スペースとしての用地が確保できるのであれば、下の方に持ってくる方がいいだろうというふうに思いますけれども、下の方はいかんせん用地が十分確保できないという状況でもありますので、その辺のことも十分検討して、トイレについては何らかの対応をしていかなければならないなというふうに思っております。

それから2点目の町営住宅の建設についてであります。高齢者向けの住宅建築を考えてはどうかというようなご質問であろうというふうに思います。今後の町営住宅の移転、建て替えについては基

本的には昨日佐藤議員にもお答えをいたしたとおりでありますけれども、少し今の町営住宅の建物の仕様と言いましょか、この状況についてご紹介をしたいというふうに思います。議員の方にも見ていただきましたので、現場的にはよくご承知のことだと思っています。玄関ポーチについてはスロープによって段差をなくしましたし、手すりをつけて玄関内の折りたたみイスも設置しております。また、トイレ内あるいは浴室内には手すりを付けるとともに、通路あるいは廊下部分は車椅子使用に支障がないように幅を広げて確保するなどいたしました。そういう意味では高齢者あるいは障がい者などの生活に配慮しながらの建物にしたつもりであります。

町営住宅の目的、今更ながらという感じがいたしますけれども、低額所得者あるいは高齢者、障がい者、子育て世代等への住宅支援であります。その中でもまちなか団地につきましては日常生活においても利便性の高いエリアでもございますし、そのことも含めて高齢者あるいは障がい者にも特に配慮した住宅と言っていると思います。

議員のご質問の意図されるところは高齢者の生活支援を考慮した、そうした住宅様式といったことかというふうに思いますが、そうした観点から申し上げますと、専用住宅の色彩が強いものというふうに思います。いわゆる最初から高齢者に対しての住宅という位置づけの中で考えていく必要があるんだろうというふうに思います。ケアハウスあるいはサービス付きの高齢者住宅等が考えられるわけですが、近年はグループホームも含めて高齢者専用住宅が北見の方では特にそうではありますが、たくさん建てられております。

そうした意味では置戸の養護老人ホームも機能的と言いましょか、目的とする建物としては本町においては養護老人ホームがそれに該当する建物であろうというふうに思います。いずれにしても、地域に暮らす高齢者の方々が安心して居住できる環境作りが大切でありますので、加えてであります。地域での安心安全な生活を確保するためには、やはり福祉の施策として総合的な連携が必要になるだろうと、こういうふうに思います。公営住宅は公営住宅として、これからも建てていかなければならない住宅でもあるというふうに思いますが、もう一方では議員がおっしゃられる高齢者向けのそうした問題についても、これから検討していく必要があるだろうというふうに考えます。

○佐藤議長 4 番。

○4 番 岩藤議員〔一般質問席〕 銀河線跡地利用ということで、2つのことについて質問をいたしました。それで、まず1つ目の答弁に対してなんですが、銀河線記念公園的なものはちょっと難しいのではないかなあという、住民説明会の中でも同じような答弁を町長はされていたというふうに思っています。傾斜地の問題、それからパーキング場の広さの問題、いろいろ課題があって、今のままの状況で置いておくしかないのかなというような答弁だったとも思います。

ただ、いかんせん町長も言われましたけれども、あのトイレだけは僕も何度か入ってみたことがありますが、今らしくない、と言いますか、よそから来た人達を受け入れるというか、歓迎するような状況ではないというふうに思います。町長はいずれにしても検討するというような答弁でしたけれども、今議会が終わってから議員協議会の中で総合計画の後期計画ということで説明があると聞いておりますけれども、その総合計画の中にもこの建設ということはちょっと盛り込まれていないのかなと思うんですが、きちんといつやるとか、そういう計画というものを練らなければやっぱり前に進んでいかないのかなと思います。

これは過疎計画にも入っているのかどうか、そこまでは僕も確認を取れなかったんですが、町長、その辺総合計画の後期計画あたりにでもしっかりと組み込んできちんともう一回精査して計画を立てるということが必要だと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 現段階においては後期の計画には盛り込んでおりません。まあ鉄道記念公園ということで、ずいぶん国の協力と言いましょうか、いろんな調査も含めてでありますけれども、北海道開発局、そして国土交通省の北海道局、ずっと局長さんも昔から知っておりましたので、ずっと国の方に異動する中でもずいぶん心配していただいて、現地の方に職員も配置していただいて調査をした結果であります。先ほど申し上げたとおりであります。

このトイレについては、先ほども申し上げましたけれども、水洗化してきちっとしたトイレを作りたいというふうには思っております。ただ、水洗化をするには、トイレの大きさにもよりますけれども、これも相当なお金がかかるということでもあります。そうしたことを考えますと、その優先順位をどの辺に置くのかということが議員の方からもそういう思いで言われたというふうに思います。全体の中での、また財政の状況、国からの交付税等の状況、そして過疎債の協議の状況、そうしたことも含めて毎年実施計画については見直しもありますので、そうした中で十分全体を見渡す中での計画の変更ということも十分あり得るだろうというふうに思っていますが、現在のところ、この5年間の後期計画の中には位置づけをしていないという状況であります。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 という事は、町長、この5年以内にはトイレの移動あるいはパーキングの移動ということはちょっと難しいであろうと言うことでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 あのですね、今ご承知のように非常に建設コストが高くなっています。資材費の高騰、それから人件費の高騰、いろんな意味で今5年間の計画をつくりましたけれども、全体的にはやはりコスト高になっていくだろうというふうに思います。そんなことを考えてのことです。

しかし、情勢、この5年間あるいはこの2、3年の中で、いろんな経済状況を含めてでありますけれども、あるいは国のいわゆる地方との関係についての変化、こうしたことも含めて判断していかざるを得ないだろうなというふうに思います。決して5年の中ではやりませんよというふうに結論づけているわけではありません。けれども、先ほど来申し上げておりますように、1年でも早く作りたいという思いはありますけれども、優先順位の中で行くと少し後年度に考えざるを得ないなと。1年でも早くやりたいんだけど、そうせざるを得ないかなというのが今の段階での考えであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 財政的な問題、あと国やそういったところの補助金の問題とかタイミングというものもあると思います。ただ、その総合計画に載せないというのはやはりいかなものかなというふうに思います。一応計画にはきちんと載せて、これからの5年間で、もし万が一出来なくてもそれはそれでしょうがなかったのかなということになろうかと思いますが、一応計画にはきちんと組み込まなければ、その裏付けと言いますか、そういうものが取れないのかなというふうに思います。町長、そこを総合計画の後期計画に入れる思いはないかどうか。そこだけ1点確認したいと思います。

います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 あ、あまりコンクリみたいに考えなくてもいいんじゃないかというふうに思います。今の段階で申し上げるならば、先程来申し上げているような状況もありますので、限りなく後年度になってしまうと。ですから、計画の中に盛り込むというか、記載すること自体はそんな難しいことではないと思います。しかし、全体的な現段階におけるその5年間の財政運営等も含めての計画でありますので、ただ載せておけば、というのはあまりいかなものかなというふうに思いますが、これからの議員協議会等でも後期の計画について説明させていただきたいというふうに思っていますので、そうした中で、またご指摘いただければなというふうに思います。

いずれにしても、先程来申し上げておりますように、町の出入り口のところで、玄関口のところでありますから、そうしたものについて少しでも何て言うんでしょうか、より良いまた環境上、衛生上指摘されないような建物にしなければならないというのは共通の思いであるというふうに思っていますので、またいろいろと皆さん方と検討したいなというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 計画をあんまりコンクリに考えなくていいんじゃないかというような町長のお答えでした。確かにその通りなので、あそこのエリア建設するという計画もあるぞというようなことで、頭の中におきながら、今後どうなっていくのか注視していきたいというふうに思います。

2点目の質問ですけれども、町長の方からいろいろと答弁いただきました。また、従前の置戸の公営住宅の建て方ではなく、サービス介護付きの住宅というような高齢者専用の住宅というような話も出ました。そんなことを踏まえまして、施設整備課にちょっと聞いてみたんですが、現在の町営住宅の入居状況というのはどうなっているんでしょうねということで聞いてみました。そうするとですね、148戸は現在入居していて、そのうち65歳以上の高齢者の単身入居者は50戸というような答えをいただきました。

それを聞いてちょっと愕然としたんですが、現在の町営住宅の約3分の1が高齢者が単身で住んでいると、そういう状況を考える時に、この平成28年、また平成29年で予定されている12戸の新築予定の公営住宅、これがですね、先程町長がまちなか団地の建設が終わった10戸についても、高齢者が入る十分な作り方をしているというような答弁でした。けれども、今後の置戸の状況を考えると、今までの建築様式で本当にいいのかなという気がいたします。

この銀河線跡地利用に関して、構想図としてパースの絵が出てきたと思います。これはあくまでもたたき台ということで、パースの図面というものを出したと思っています。けれども、私有地に勝手に役場の中で書き込んだものだから、これはまあ現実的じゃないものもあるという説明で図面を示されたという部分もありますが、その中に若者と高齢者の共同住宅というような図面も絵も書かれていたと思います。このものは全て、これがいいとは言いきれません。けれども、そういったことも含めてですね、先程町長サ高住というようなことでも出てきましたけれども、そういう形を含めた高齢者のための町営住宅、公営住宅というものがどんどん必要になってくるのではないかなというふうに思います。その辺り町長、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 どのこともそうだと思うんですが、やっぱり常に負担が伴うということだと思えます。もちろん入居する方々も少しでも家賃が安い方が良いわけですが、いわゆるサ高住なんかは典型だと思うんですが、住まいと同時にサービスを受けるということでもありますから、当然ながらその家賃と言いましょ、入居するにあたっての利用料金というのが高くなって来るわけがあります。そうした中で、いろんな方々がいらっしゃると思います。年金でそれを対応できるという方もいらっしゃるでしょうし、年金だけでは対応しきれないという方もいらっしゃると思います。そうした中で、やはり、サ高住というのとちょっと違いますけれども、先程申し上げました置戸の養護老人ホームなんかは、そういう意味では低家賃という言い方が合っているかどうかは別にしても、一定程度、経済的にも決して豊かな方でなくてもなんとか入れるような施設があるということだと思えます。

高齢社会と言いますか、高齢化の方、また高齢でなおかつ单身の方というのが、これから間違いなくそうした方向で増えていくということも現実の問題として避けられないというふうに思います。そうした中で、そうした高齢者の方の住まいというものをどういうふうに考えていくのかということは極めて重要なことだというふうに思います。

思いますが、本当にこの置戸の町の中でサ高住というようなものを仮に作ったとしても、入居を十分期待できるのかどうかということも十分検討しなければならないというふうにも思います。そうした意味では、今の置戸の老人ホームのありようと言いましょ、これらについても十分検討して行く必要があるだろうと。特に特別養護老人ホームについて言えば、増改築しなければならないような段階にも来てますから、加えて養護老人ホームについても10数年経ちますと、これらの改修という問題も出てくると思います。そうしたこの10数年の中での置戸の老人ホームのありようと言いましょ、建物の規模の問題、特養をどのくらいにするのか、養護をどのくらいにするのかということも含めてでありますけれども、10年くらい先を見越してのことも考えていく必要があるだろうと。

そうした中で置戸のこの高齢社会における人たちに対しての住まいの問題について一定程度の方向性を見いだしていく必要があるだろうと、こういうふうに思います。現段階において、より良い住まいの環境を良くしてあげたいという、そういう思いはずっと思ってますが、冒頭申し上げましたように、そこには負担が伴うということもありますので、そうしたことも含めていろいろと、いろんな角度から検討していく必要があるだろうと、こんなふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 サ高住ということで、そのことについて金額が高くて入れない方がいるとか。入居の利用の状況が今後どうなるのか分からないというような、確かにその通りだというふうに思います。ただ、先程申し上げたように、148戸のうちに65歳以上の人が50戸も入っているというような状況を考えた時に、仮に5年後どうなるのかなと考えたら、今回の大雪でもそうですけれども、70歳になった方が家の前、公営住宅とは言え、やはり3メートルなり5メートルなりの除雪というものが自分でスコップでやらなければいけないと考えると、本当にそこに1人で住むことが可能なのかなというふうに思います。サ高住という形でないにしても、もう少し集团的な言いましょ、そういう公営住宅のあり方、例えば除雪をしなくてもマンション形式のような形の高齢者専用住宅あるいはそこには若者も一緒に住むよというような公営住宅。公営住宅法というのがあって、

形式、様式というのが制限があるということもあるんでしょうけれども、そういったものも今この高齢者社会が進んでいく中ではひとつ考えてみる余地はあるのかなというふうにも思いますが、夕張市のことをちょっと調べてみましたら、シルバー専用住宅ということで3棟で43戸入っているというような情報も、ちょっと調べたら出てきました。

それは入り口は1つで中には共同の風呂があるというような、そういう住宅のようですけども、全国的に見ると、高齢化社会の中でいろんな公営住宅、シルバー専用住宅、そういったものがあるんだと思います。

ですから従前の置戸のまちなか団地のような形で建てるということがコスト的には安いのかも知れませんが、高齢者以外の方が住むにしては、プライバシーの問題だとかいろんなことが守られて住みやすいというようなこともあるのかも知れませんが、これだけ高齢化率が40%も超えた置戸町の現状を見れば、そういう公営住宅の建設、建築というものが今後ますます必要になってくるのかなというふうに思います。町長、その辺り考える余地があるのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 置戸の公営住宅、今入居している戸数のこともお話がありましたけれども、置戸の公営住宅に入って20年とかね、それくらい住まわれてきているわけです。もちろん入居した時にはご夫婦で入れられたり、子供さんもいて、3LDKとかというところに入るんですけども、不幸にしてご夫婦の片方が亡くなって、文字通り単身という形になるんですが、私どもとしてはご夫婦の方で少し広い公営住宅に入りたいという希望を持っている方もいらっしゃるんです。

ところが、単身であっても3LDKから小さい2LDKだとか、あるいは1LDKだとかということ望まないというか、都会ですと待たない世界だと思うんですが、こういう小さな町になりますと、入居している人たちの顔も見えないし、その人たちの気持ちというものも非常に大事にするところがあって、なかなかもう少し小さい方に移ってほしいと思うんだけれども、なかなかそれもままならないと。

ですから、ひとつの例として、今申し上げましたけれども、いろんな思いがあるということなんです。ですから、夕張の話もされました。そのことを、例えば第7番地だとか、そういう団地のところにそれぞれ住んでいる人たちが置戸のこの中で、今言われたようなことが本当に望むとすれば、それはありだと思います。

だけどこれ、なかなか難しいと思います。いろいろな公営住宅のマスタープランを立てる時にもそうでしたけれども、いろんな人の意見を聞いたり、アンケートを取ったり、いろんなことをやって、こういう方向を進めているんですが、必ずしもやはり集団的な、私どもとしてはこういう高齢社会だからお互いがお互いを安全確保すると言いましょうか、安全な状況を見届けると言いか、ということ望むんだけれども、実際に入っている人達は必ずしもそういうような状況とか思いではないということもたくさんあるということなんです。

ですから、先程申し上げたいようなことを仮に置戸で考えるとしても、これは十分なやはりそうした人たちの、特に高齢者の方々のそうした意見と言いましょうか、思いというものも十分考えていかなければならないだろうと思います。

これは公営住宅に入っている方々ばかりじゃなくて、自分の家だとしても、1人単身者という形になったとしても、この生活上での不安、こうしたこともやっぱり考えていく必要があるんだろうというふうに思います。そうした意味では、今公営住宅に入っているとか借家住まいの人たちばかりじゃなくて、この高齢社会の中での住まいというものをどんなふうに考えていくのかということで、ある種大きな視点から議論して行く、検討していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長、大きな視点からというような答弁をされました。本当に公営住宅に住んでいる方だけではなくて、高齢化が進んだ置戸の中では持ち家を持っている人でも1人住まいをされていて、老後の心配があつてというようなことも確かにあると思います。そういった人たちのことも含めて、先程老人ホームの建て替えあるいはその後の特別養護老人ホーム、そういったものを置戸町としてというようなことで建て替えて行く、または整備していくというような、そういう考えだというふうに思います。

まあ、急にこのサ高住あるいは高齢者専用住宅というのをここで提案しても、町長、いきなり考えてみるというようなことにはならないというふうにも思いますけれども、昨日も出ていました地方創生の話。その中にはいろんなメニューが多分これからどんどん出てくるんだと思います。担当大臣のニュースなんかを見ると、頑張る地域と頑張らない地域との差、そういったもので判断して交付金や助成金の差をつけて行くんだというようなことも言われております。

まあ、頑張る、頑張らない、頑張っていない地域なんて、自治体なんて僕はないと思いますけれども、それを誰が判断するのかというのはいささか疑問な部分もありますが、今までの形式あるいは法令ですとか、ここと言えば住宅の建て方ですとか、そういったものも根っこから考えていかなければ、こんな置戸の3, 100人ちょっとの町が生き残るといえるのはなかなか難しいと思います。

そういう意味で置戸の本当の定住対策あるいは人口減、そういったものを防ぐためにも、さすがに置戸はやるねと。日本に先駆けて新しいことを考えたねというか、そういった計画というか、将来に向けたそういった住宅政策というものが必要なのかなというふうに思います。そういったものを国の方へどんどんどんどん発信していくことが、置戸町という自治体は頑張る地域だなということで、この地方創生の恩恵が来るのかな、という期待もいたします。その辺、町長、その意気込み、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 時々意気込みを聞かれるんですがね、本当に高齢社会というのは、私はもちろん公営住宅等に入っている方々からすると、自分たちもやはり一軒家に入りたいとか、そういう住宅を持ちたいとか、中にはそういう希望というか、思いを持っている方もいらっしゃると思います。しかし、これだけ高齢化が進んでいきますと、私は逆に隣に同じような方が同じように生活しているというのは、ある種、安心して日常生活を送れるということにつながると思います。

先程ちょっと申し上げましたがけれども、自宅は持ってるんだけど、隣とかなり離れている。しかも今まではご夫婦で生活していたんだけど、一方の方が亡くなって単身になってしまった。しかも隣近所がかなり離れていると。私、非常にそうした意味での不安というのはあると思います。もちろん、昨日、一昨日と吹雪になりましたから、特にこういうような気象状況の下での生活を、それ

だけを考えても不安になってくるんだろうというふうに思います。

そうした意味での安心を共有できるというか、享受できる社会をやっぱり、町をつくっていくということが、この自治体というか、行政に求められる大きなテーマだというふうに思います。もちろん住まいという部分もその一つだというふうに思っていますが、先程申し上げましたように、やはりそうした大きな観点と言いましょくか、総合的なやはり安心をどう享受できるか、そうした中での住宅政策をどうしていくのか。私はそういうことに尽きるんだというふうに思います。

もちろん負担を伴うというお話をしましたけれども、その負担ということも含めてどうしていくのか。やはり総合的に考えていかなければならないというふうに思います。地域によっては高齢化率が50%を超える状況の地域もありますし、また一方では30%未満、28%くらいの地域もある。これが置戸のそれぞれの地区の現状であります。しかし、その50%を超えているといっても、その地区全体のことでいうと、真ん中が50%の高齢化になっているんだけど、その周辺の点在している農家の部分というのは非常に若いというような、それぞれの置戸における市街地、置戸地区の市街地は別としても、勝山や境野や秋田の3地区を考えた場合においても、それぞれ違いがあるということです。そういう中での先程申し上げた日常生活をいかに安心して生活を送れるような、そうしたことを総合的に考えていく。そういう今時期に来てるんでないかなというふうに思います。その一つとしての住宅環境と言いましょくか、住宅様式の問題として提起されたんだというふうに思いますので、これからもそうした問題について真っ正面に取り組んで考えていきたいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 総合的に判断しながら取り組んで前向きにというような答弁をいただいたというふうに思っています。先程地方創生の話をしていただきました。間違いなく確実にこれはやらなければならないというのは、平成27年度中に地方版総合戦略というのを各自治体で計画を練って、それに合わせた地方創生に関わる交付金なり助成というものが、国で判断して各自治体に降りてくるという、これだけはまず間違いがないというふうに聞いております。

そういった意味で、住宅政策というものもこの中に総合的に織り込むべきなのかなと。それは一つには置戸らしいという、そういう頑張っている地域だぞというものを表現するような住宅政策というものも必要になってくるのかなと思います。町長、その辺り平成27年度のことも含めまして町長の考えを伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先月21日でありますけれども、通りましたまち、ひと、しごと創生法。これに基づく中で、今の住宅のことについておっしゃられました。ただ、今私の間でやり取りをしている住宅政策、これぐらいではですね、国の方からお金はくれないですね。

まず、この法案の一番の問題というのは人口の問題です。国が現在1億2,700万人くらいでしょうか、いると思うんですが、これが2060年には8,600万人くらいに減るだろうと。これをなんとか1億人くらいで止めたいというのが国の大きな狙いです。そのためにどうするかということとして、国は国としての長期ビジョンを、いわゆる人口減少に歯止めをかける長期ビジョンというのを示していくと思うんですが、それには地方も一体になって考えてくれないと達成できないんだとい

う思いだと思います。

ですから、最大のことでいえば、人口減をどういうふうに止めれるか。ここに大きな国が求めている視点はそこにあると思います。ですから、昨日の一番最初にご質問をいただきました小林議員の時にもお話ししましたが、なんと言いましょうか、林業労働者の技術の習得を含めて通年で雇用をするんだと。まあ、これとてもどのくらい国の新しい創生法の下でのやろうとしていることについて、どれくらい響いてくれるかですね。ただ、置戸の基幹産業の一つの林業のことでもありますから、私はこれは一定程度実現していったら、もちろんどのくらいの人を通年で雇用して行くのかということにかかってくると思うんですが、こういうことが実現してくると、私は基本的には国から見ても、この創生法に基づく置戸のやる気の一つとして見ていただける内容でないかなというふうには思っています。

しかし、国が考えている尺度がどこにあるのかというのがまだ計り知れないところがありますから、そう言ったじゃないかと言われても、何とも答えられないところはあるんですが、私の想いとしてはそういうふうに思います。やはり、置戸の基幹産業の林業、しかもその林業がこれからどのように動いていくのかということも含めて考えますと、私は重要な林業労働技術者、この確保というのは、私はこのテーマとして非常に大きなものがあるというふうに思っています。

そうした中で、この国の法案に対してインパクトが与えられるような内容になっていくことを期待しますし、また、そうした観点からいろんなものについて、この平成27年度中のこの地方版の戦略と言いましょうか、そういうものを組み立てていきたいなと、そんなふうに思っています。まあ、いろんな方の、またいろんな知恵を借りなければならないというふうに思っていますので、置戸の産業界の人たち含めてであります、いろんな業種の方がいらっしゃいますけれども、そうした人たちの考え方、ある種大きな提案と言いましょうか、そんなことを期待したいなと、そんなふうに思いますし、それに対して行政としても応えたいと、そんな思いであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 林業の話が出ました。まあそれは雇用、働く人の中に呼び込む、育てるという意味だと、そういうふうに思います。今日の新聞でしたか、その地方創生の中でIターン、あるいはUターン、そういった人たちを受け入れた企業にも助成金というものを創設するという考えがあるという、そんな報道もされました。本当に人口減少に対して様々なこれから施策が国の方から降りてくるのかなというふうに思います。

今の段階では何が出てくるか、本当にわからない状況ですけれども、とにかく元気のある自治体、そういうものだけはしっかり表明と言いますか、国の方に見せつけると言いますか、そういう自治体でなければならないという形で運営していかなければならないと思います。総合計画の後期計画、それを練るに当たってもそういったものを念頭におきながら、町の今後の施策・計画を町民の皆さんと一緒に練り、そして国の方に発信していただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○佐藤議長 8番 阿部光久議員。

○8番 阿部議員〔一般質問席〕 通告に従いまして教育長に質問をいたします。

おけとパークゴルフ場の有料化に伴いまして使用料の免除制度がスタートして12シーズンが経過をしたというふうに思います。平成15年の利用者が4万2,171人から今年は1万6,832人

と４０％弱になっております。使用料につきましても３２０万円と大幅に減少してます。

道内各自治体のパークゴルフ場の整備が進んだこと、あるいは燃料の高騰、パークゴルフ場を知らない、またはしない世代の増加などが主な要因ではないかと思っています。また、使用人数に対する使用料収入も約４０％に利用者が減ったわけですが、収入につきましては３２％以下と大幅な減少をしています。これはプレイヤーの高齢化による使用料免除者の増加の結果だと思っていますが、本年の免除者も１日券で町内１７名、町外は９７７名、またシーズン券でありますけれども、有料シーズン券が７７枚、免除シーズン券が１５３枚と、平成２０年を境に逆転をしていることもございます。

シーズン免除者が町内１，４２７人に対して町外は１，０４２人ということになっていますが、町内に住む者と町外者を分けた中で考える時期に来ているのではないかと、このように思っています。同時に町内者の免除要件につきましても検討をいただきたいと、このように思っています。近隣自治体の状況等を調査をする中で対応についてお伺いをします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 おけとパークゴルフ場の使用料について、町内者と町外者を分けて考える時期ではないかというご質問ですが、初めに近隣自治体の状況について若干説明させていただきます。平成２５年４月時点での資料です。管内の主なパークゴルフ場、７０コースについてです。無料は３５コース、協力金方式が１コース、残り３４コースが置戸町を含めて有料となっています。１日券の料金についてですが、５００円は１コース、３６０円が１コース、３００円が置戸町を含めて２１コース、２５０円は３コース、それ以下で設定されているのが８コースとなっています。

また、町内と町外で使用料に差を設けているところが小清水町で１コース。次に減免についてですが、小中高校生の減免が置戸町を含めて２１コース、障がい者の減免が１コース、高齢者の減免については置戸町だけあります。

次に本町で減免を行っている７５歳以上の利用状況、推移についてご説明いたします。有料化、当初の平成１５年度はシルバー券の発行は６９名、延べ利用人数では町内１，６４６名、町外１，２０２名でした。これが平成２６年度ではシルバー券の発行は１５４名。ほぼ２．２倍です。延べ利用人数が町内１，４４９名、町外は２，０２６名。倍近くになっています。高齢者の減免者は年々増え続けていて、町内者と障がい者と分けて考える時期に来ているのではないかという声がたくさん聞こえてきております。

７５歳以上の減免措置についてですが、当初後期高齢者の方々の健康づくり、健康維持が目的で行われるようになりました。後期高齢者の方々がこの置戸の自然の中で澄み切った空気を吸いながら仲間と共にパークゴルフで楽しく汗を流す。これは体に抱えている病も逃げ出して、健康にとっても有効なことだと感じています。また、町外者の方々、７５歳以上の方々を無料にしているということで、おそらくその方々は、町外の７５歳以上の私たちまで無料にしているという置戸町というのは本当に高齢者にやさしい町だというふうに評価をいただいているというふうに思っております。また、多少なりともホールインワンですとか自販機を利用していただいたり、行き帰りに商店街によって買い物をしていただいたり、また食事をとっていただいたり、少なからずの経済効果はあるのではないかと考えております。

このような観点で考え、また社会教育施設としての目的を考えると、当分の間は現在の使用料区分を継続していきたいなというふうに考えておりますが、今阿部議員の方で示していただいた数字等もあります。それで、まず今までの使用状況から町内と町外の使用料に差を設けた場合、販売枚数、利用者数、1人あたりの利用回数などどうなるか、そんなところをデーターがありますのでしっかりシミュレーションをして、その上で判断していく必要があるのかなというふうに考えています。

私も社会教育としての考えでは、まずとにかくパークゴルフの人口を増やすための努力を、非常に難しい課題ではありますがしていかねばならないというふうに考えていますし、また経費節減についても引き続き努力をしていかねばならないと考えておりますので、少し時間をいただきたいこととご理解していただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤議長 8番。

○8番 阿部議員〔一般質問席〕 私、以前にも、以前の教育長であります副町長に質問をしたことがございますが、免除の意味合いにつきましても、町内者について考えると理解をするところでありますが、町外者の場合、その多くは団体のパークゴルフツアーでございます。沿線ホテルに泊まり、夜は宴会付きでありますから、それなりの高額な出費の中での300円だというふうに考えています。その300円が重いかどうかというのはそれぞれでありますけれども、本年こんな例があったそうでございます。ご紹介します。小型バスから20数人の団体が降りてきました。当然、その日の売り上げを期待したようであります。しかし、その団体の名前が13虎隊という名前であります。それがどういう意味かと言いますと、昭和13年の寅年生まれでございます。その20数人全員が免除されたと、そんなことがあったそうでございます。

置戸のパークゴルフ場は料金がかからないから来るのではない、こんなふうに思っています。全国一の規模と変化に富んだ面白いコースを楽しむためにくるんだと、このように思っています。また、町内の利用者が無料であることに疑問を持つ町民も少なくないところであります。いちど決めたことを変更するにはそれなりのエネルギーが必要になってくると、このように思いますけれども、使用料の免除要件を75歳から町内に居住する70歳以上に改めていただきたいというのが私の考えでございます。なぜ70歳かと言いますと、やっと75歳になりました。これから無料でパークを楽しめるなど、こんなふうに思った人が多いと思うんですけれども、およそ1～2年でパークのプレイがままなくなっている人が大半である。そんなことを考えると、健康保持という観点から免除するんであれば5年早めてもらって70歳から健康づくりにパークゴルフをしていただければなど、こんなふうに思っています。

これまでの町外免除者の人数が約1万4,000人でございます。まあ料金で言いますと合計金額が420万円ほどになろうかと思います。コース管理に使用する機械もかなり高性能なものを導入できる金額だというふうに思いますし、行き届いたコースでプレーすることの気持ちの良さ、楽しさは誰でも感ずることだと思っています。ぜひ前向きな判断をいただけますよう期待を申し上げまして1問目の質問を終わります。答弁がございましたらいただきたいと思いますが、なければ2問目に移ります。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 今議員からお話があったことを含めて、先程シミュレーションという話をしましたが、収支は本当に大きなマイナスとなっています。そのマイナスが大幅に改善されるというような状況が出てくれば、しっかりと前向きに検討したいと思いますし、また、私の中では社会教育施設にして継続して行くのか、あるいは別の施設として、観光施設として押さえた方がすっきりするのか、そこら辺の検討も必要かなというふうに考えておりますので、そこら辺も含めてお時間をいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤議長 会議の途中ですが、申し上げます。阿部議員に申し上げます。会議休憩のため発言を中止願います。

しばらく休憩します。１１時から再開します。

休憩	１０時３７分
再開	１１時００分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿部議員。

○８番 阿部議員〔一般質問席〕 それでは２問目の質問に移ります。文部科学省は１１月２９日、小学５年生と中学２年生を対象に実施をした２０１４年度の全国体力運動能力運動習慣等調査。全国体力テストの結果が公表されました。北海道は小５の男子１４位、女子は４６位。中２の男子は１７位、女子４７位といずれも低い位置にあります。置戸の児童生徒はどのような位置にあるのか、また運動習慣に関するアンケートも行われ、体力、運動能力との相関関係では、小学校入学前の幼児期にボール投げや鬼ごっこなど、いろいろな内容の身体を動かす遊びをしていたグループの評価は際立って高かったとされています。置戸町もそうした対応として小学校低学年の体力と運動能力向上のため、平成２４年度から始めた置戸わんぱくクラブの活動が実施をされていますが、本年度は１年生が９人、２年生が８人、３年生は２人、全体で１９人と必ずしも多いとは言えない数字だと思っています。

任意の参加でありますから、保護者の考えによるものが大きく左右しています。先程も申し上げましたが、幼児期は最も重要な時期だとすれば、親または大人は意識的に子供たちの体を動かす機会を作ることがとても重要になってきますし、保護者に対する動機付けも必要になってきます。また、組織的な対応としてはこども園などになると思いますけれども、直接教育委員会が関わる仕組みにはなっていないと、このように思っています。子供たちの将来を考える時、積極的な対策が望まれます。教育長の考えを伺います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 幼児期の子供たちの運動能力を高める必要性についてということですが、阿部議員は町内の子供たちのスポーツ事業にほとんど顔を出されていて、子供たちの姿を目にして驚かれ、そして何かもう手を打たなければならないという思いをされているというふうに思っています。子供たちの運動能力については私も議員と同じように危惧しています。

今話された小中学生の体力調査についても、置戸町は各学校でそれぞれ運動能力を高めるための指

導を行っております。その結果、昨年度よりは良い結果が今年度来ています。今、教育委員会の方で分析をしているところです。その分析をもとに各学校に伝えて、そしてこれからどう指導していくかということ各学校と話を詰めていきたいなというふうに思っているところでございます。

それで今小学校前の幼児期にいろいろな内容の身体を動かす遊びをしていたグループの運動能力が際立って高かったということでお話がありましたが、5歳から8歳までに神経回路の回線が急ピッチに進む時期ということで、運動面から言えばプレゴールデンエイジと呼ばれています。そして8歳から12歳まではゴールデンエイジと呼ばれていて、成人時の神経回路の90%までも達すると、こういうふうに言われています。この時期は見よう見まねで何でもできてしまう時期というふうに言われていて、この時期に覚えた運動は大人になっても忘れないと言われています。幼児期にいろいろな内容の身体を動かす遊びをすることで運動能力は間違いなく格段に高まるというふうに言われています。

この幼児期の運動能力の育成についてですが、平成24年に文科省から幼児期運動指針について通知がありました。幼稚園等の現場では、それに基づいて指導が行われているというふうに考えております。置戸町の子どもセンターでは運動プログラムがしっかりと設定されておりまして、リズム運動、縄跳び、平均台あたりなどの時間が持たれていますし、それから自由遊びの時間ではできるだけ体を動かすような指導が行われているということです。また、月1回、民間のスポーツ指導者によって跳び箱なんかの指導も設定されているということです。

この文科省の幼児期運動指針についてのポイントですが、特定のスポーツや強制的指導ではなく、遊びを通して子どもが楽しく自発的に体を動かすことを重視していること。それから幼稚園、保育所や家庭などで毎日合計60分以上体を動かすという目安を示しています。また、体を動かし子供同士で遊ぶことはコミュニケーション能力の育成にもつながる重要なことであると強調しています。幼児期の運動は様々な遊びを随時行うことと、体力や疲れを溜めないように安全に考慮しながら取り組むことが重要であり、家庭や子どもセンターでの生活の中で遊びを中心として体を日常的に動かすことを習慣とすることが最も大切であるというふうに考えています。遊びを柱に据えての運動を子どもセンターに限らず、家庭や地域での活動も含めて考えていく必要があるというふうに考えていますし、その部分で教育委員会が支援したり、あるいは何か事業を起こしてその子供の運動能力を高めるということについては考えていきたいというふうに考えているところです。

○佐藤議長 8番。

○8番 阿部議員〔一般質問席〕 ご丁寧な答弁をいただきましたけれども、先日、例年行われている日体協のスポーツ少年団適性テストが20数人の少年団に所属する児童を対象に行われました。その結果はともかく、例年関わっている指導者からこんなことが言われました。確実に運動能力が低下をしている。バランス、特にスキップのできない幼児が目立つ。体幹の弱さも指摘をされていました。

これは幼児期に先程言いましたようにボール投げや鬼ごっこなど、体を動かすいろんな遊びをしていない結果でありますから、解決策は先程教育長が言われたようなことでよろしいのかと思いますけれども、本当に1日60分そうした遊びが園の中で取り行われているとすれば、もう少し高まってくるとはならないかと、そんなことも思っております。来春、新1年生に入学をするわけですが、入学前のスキー講習がそれぞれ有志によって数年前から行われておりますが、すべてのテストを比較したわけではありませんけれども、幼保一元化前に比べて明らかに低下が見られると、こうした指摘

がされております。

ちなみに全国体力テストのトップは福井県でございまして、学力でも全国トップであったことを皆さんそれぞれ新聞等でご存知のことだと思いますけれども、体力あるいは運動能力と学力というのは必ずしも比例するものではないと思いますが、そうした事実もありますことを十分に斟酌いただきながら、これからまたご指導をいただければなど、こんなふうに思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 今、かくれんぼなんかしなくなったなと議員の方からお話がありましたけれども、私そして議員も含めて、昔は遊びは外という感じで、特に幼児期なんかはかくれんぼだとか鬼ごっこだとか缶蹴りだとか、挙げればきりがなくらい外で遊ぶことがあったんですが、そしてその中で友達と一緒に汗を流して、知らないうちに体力がついていたんだなというふうに思いますが、今はもう、どちらかという遊びは家の中でという感覚が強くなってきているのかなというふうに思います。

また、親も危ないから家の中で遊びなさいという感じも強くなってきているのかなというふうに思います。そんなことも運動能力について大きな影響を与えるのかなというふうに思っています。やはり外遊びがキーワードになるのではないからというふうに思っています。かくれんぼなんかはそうなのですが、もう一工夫して、子供達に合うように何か作り替えて、仲間と一緒に遊んで面白い、ああもっとやりたいというような、そんな遊びをどんどんどんどん増やしていく必要があるのかなと思いますし、今学力、体力の話がありましたが、私はそれと同じくらいに今の子供たちは遊ぶ力をとっても失ってしまっているなというふうに感じています。

昔は何か木のぼっこがあれば遊べましたし、そこら辺にあるものを使って体を動かして遊びました。でも今は何か与えられたもので、与えられたルールの中で遊ぶというようなことで、そこら辺の発想もすっかりなくなってしまって、遊ぶことも天才だった子供たちが遊ぶ力をなくしてしまっている。それも運動能力が高まらないひとつの影響になっているかというふうに思っていますし、また、今親の考え方という話がありましたが、親の意識もそんなことさせたら危ない。そのままじゃ危ない。かわいそうだということで子供が出来るのに、またその段階で子どもにさせておかなければならない時期なのに、その言葉に押されて親がやっちゃっている。そんなことを強く感じています。

子どもはその年齢年齢で経験して、どう行動したらいいのかということを学習して、その年齢に応じた判断力をつけていかなければならないと思うんですが、そういう場面を大人の手で必要以上に最近は奪い過ぎているな。子供の成長に応じた判断力が育っていないなというふうに感じています。体力についてもかわいそうだからということで、子どもは歩ける距離なのに親が子供を送迎したり、危ないということで遊びを奪ってしまったり、また家の中で手伝うことができるのに手伝だわさなかったというようなことで、体を動かす場面をやっぱいろんな場面で失わせているなというふうに感じています。

危ないから、かわいそうだからと大人がしてあげる前に、子供ができるのか、今この段階でこうさせておかなければならないのかという判断をしっかりさせて、今経験させて、その子供にその判断力をつけさせるべきですし、体力をつけさせるべきだというふうに強く思っています。

そんな意識をやっぱり大人は持って、出来ることは子供にやらせて、できたという自信を持たせて、そして新たなステップに向かわせるということをやっいていかないと、いろんな部分、そして体力なんかもついていかないんじゃないかというふうに思います。子供達には大人が考えている以上にできることがありますし、潜在能力もありますし、そういうことで潜在能力を引き出させるということも考えておりますので、そこら辺の意識をやっぱり変えていく声を私は挙げていかなければならないというふうに思っています。

○佐藤議長 8 番。

○8 番 阿部議員〔一般質問席〕 ご丁寧な答弁をいただきました。子供にとってみますと非常にその一瞬一瞬が大事な時間だというふうに思います。指導者あるいは教師の立場に立ちますと、1 年過ぎましたねと言うんですけれども、子供の一生のなかの 1 年の重さというものをそれぞれ考えながら、これからいろんな形で指導をしていていただきたいし、私たちもできることはご協力をさせていただく、こんなことで私の質問を終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 5 1 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定
地型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の制定についてから

◎日程第 2 4 議案第 7 2 号 工事請負変更契約の締結についてま
で

————— 2 2 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 3 議案第 5 1 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第 2 4 議案第 7 2 号 工事請負変更契約の締結についてまでの 2 2 件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

まず議案第 5 1 号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第 5 2 号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第 5 3 号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

質疑はありませんか。

4 番。

○4番 岩藤議員 4ページになりますが、国の基準ではこの放課後児童健全育成事業、これに児童数が40名となっているんですが、これを置戸町の場合は概ね50人以下とするということで、10名ほど増えているんですが、その理由というものをお聞かせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 ご質問の支援の単位の関係だと思えますけれども、これについては今ご説明があったとおり、国の基準ではおおむね40人以下ということで決められております。この項目については参酌すべき基準ということで、市町村の実態に合った内容を決めることができます。置戸におきましては、今現在登録人数が50人の登録をいただいておりますので、支援の単位を置戸町としては50名ということで、おおむね50名ということで考えているということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第54号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第55号 置戸町地域包括支援センターの陣営に及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第56号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第57号 置戸町生涯学習情報センター図書資料整備基金条例の全部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第58号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第59号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第60号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第61号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第62号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 お尋ねしますが、別表第2でNPO法人が今回この適用になるということなんですが、別表第1の部分についてはどういう団体が適用になっておりますか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 別表第1というのは、いわゆる普通の寄付金の控除対象となる団体ですね。通常でいけば共同募金会だとか日赤だとか、そういう事業団体が一応対象となる事業です。まあ、町村も含まれますけれども。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 例えば社会福祉協議会、いわゆる社会福祉法人ですね。そういったものへの寄付だとか、置戸的に言えば社会福祉法人信愛会ですか、そういった法人についての対象ということは条例で規定されているのでしょうか、ちょっと条例がないので確認できないんですけれども。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 もちろん、寄付控除の対象にはなっております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 規則の施行の公布なんですけれど、この条例は公布の日から施行するということで、この条例が決定されれば決定というか、可決されれば施行日からということなんですけれども、このNPO法人については昨年設立されたというふうに記憶します。

多分、昨年の法人設立の時から寄付をしている方が何人かおられると思うんですけれども、そういった人たちの前年度の寄付に対する措置というのか、経過措置というのか、そういったことというのは、基本的にできるのかどうか。あるいは、あくまでもこれは施行の日からで、これが公布されてからの給付の対象になるのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたい。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 あくまで町の指定が原則となります。それで申請が11月20日に行われたということですから、当然遡及することもこれについては可能なんですけれども、1年間だけです。ですけれども今、現代的には賛助会費だとか、そういうものはありますけれども、寄付金ということでは

この法人的には受け入れできないということでお話を受けております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 確認しますけれども、要するに町の方で、このNPO法人の申請に対して申請を受けて、そして許可して、それ以降の適用の部分について、その寄付金控除の対象になるという、そういう抑えということでしょうか。当然この公布の日から施行するということがついているんですけれども。それで、それ以前の部分についてはね、法人は立ち上げになっているんですけれども、その寄付に対しては適用はしないという判断ということによろしいですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 その通りに理解していただいても構わないと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

議案第63号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 ちょっと私、国民健康保険わかるんですけれども、社会保険でも同じ額なんですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 社会保険も同じく適用されます。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員 この27年1月1日から施行になるということによろしいでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 そのように理解してください。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしの認め、次の議案に移ります。

議案第64号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

第1条 歳入歳出予算補正は別冊事項別明細書(第9号)、8ページ、9ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費、2項徴税费。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 地域公共交通対策に要する経費の299万円の追加でございますけれども、これについては北見バスの路線バスのそれぞれ勝山、それから置戸それから陸別さんということで、それぞれ算定を示されました。それで多分僕の記憶では、昨年度はゼロだったと思うんですが、その24年は、その前の時は100万円をちょっと超えていたと思いますが、非常に今の北見バスが運行してい

るわけですがけれども、この見通しと言いますか、運行の見通しというのか、非常に経営は厳しいのではないかとみているんですが、それで当然これは北見市、訓子府町、置戸町、陸別町がそれぞれ路線に基づいてこういった補助金を出しているのではないかなと思うんですが、この間テレビで訓子府の方だと思えますけれども、通院のために訓子府から北見まででてきたんですけれども、非常に将来をなんて言うのかな、心配しているのが出ておりました。今、現在このバスの運行の経営の見通しというのか、将来的も含めてですね、どういう状況になっているのか、若干その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 地域公共交通対策に関する関係で、北見バスの授業の見通しを言うことだろうというふうに思いますが、当然このバス収支が赤字になれば、町村の負担は増えるという今仕組みになってございます。特に平成24年度以降のこの補助金の制度の見直し以降、この傾向が強くなる、ということになります。これはご説明の時申しあげましたけれども、事前算定方式と言いまして、従前の算定方式とちょっと変わりました。事業開始前に過去3年間の実績に基づいて計画を立てたものを認定して、この開始前に補助金が決まってしまうというシステムになってございます。これは結果論としてどういうことになるかといいますと、補助事業が完了した以降に、さらに計画を割り込んだ運行実績が伴いますと、さらにそれに対して補助金がカットされるというような事もありますので、24年以降の傾向と思いましてはこの3路線、いずれもですね、やはり乗車人員が大変少なくなってきておりまして、そういう傾向は今後も続くであろうということが想定されますので、当然これに伴いまして、この沿線市町の負担はますます大きくなっていくんでないかという現在のところ見通しを立てているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 総合計画に要する経費ということで、印刷製本費ということですが、どうしてこんなのを当初予算で出てこなかったんでしょうね。何か理由があったのか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 当初予算作成の段階では、平成27年度の当初に作成をして配布をしたいと思っていたんですが、この作業を進めていく中で、少しでも早い段階で皆さんにお配りした方がいいだろうという判断を致しまして、年度途中ではありますけれども追加のお願いをしたところでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 交通安全対策に要する経費ということで、カーブミラー2カ所の設置という説明があったと思いますが、これは先日の住民懇談会で出ていた要求の答弁で設置しますと言ったことの者ですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 ええ、その通りでございます。地域から上がってきた現場を確認しまして、私たちもその交差点内の安全確保、これが必要だと考えまして、今回予算計上したところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。5項統計調査費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 嘉藤議員 冬期生活支援に要する経費ということでお伺いいたします。予定数が290世帯と
言うことでございますけれども、昨年も実施した経過があると思えますけれども、昨年の実績と言
いますか、予定するすべてに届けることができたのか、その辺のところを伺いたいと思えます。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 昨年実施しました平成25年度の冬期生活支援事業の実績でございま
すが、平成25年度におきましては、対象世帯を270世帯と見込んでございます。対象となる世帯数
の把握が非常に難しいということ、それから児童扶養手当の全額の停止になっている世帯もある。そ
れから、生活保護世帯などの長期入院などの世帯などもございまして、全体では平成24年度でも実
施してございますけれども、平成24年度よりも12世帯増の219世帯の支給実績となっておりござい
ます。当初見込みました。270世帯を逆に割りますと、実績では81%という実績になってございま
す。ただ、どうしても税の情報につきましては、地方税法の中で規定がございまして、同意がなけれ
ば調べることができないということもございまして、そういうことも含めてですね、対象世帯につい
ては概ねということでの世帯を予定して予算を組んだところでもございまして。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 80数%ということですが、やはり対象になっても、実際に受理できな
かった部分というのが相当あるのかなと感じております。なるべくそういうことのないような方法と言
うのかな、等しく町民にそういうことができるように取り組んでいただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今年につきましては、例年やっています各公民館、住民センターへの出
張での受付を含めて、保健師とかヘルパーの訪問の時の高齢者の説明を合わせまして、商工会の方
にもお願いをしまして、商店の方にもこういうことをやっていますよというポスターも含めて今張り出
しも検討をしているところでございます。なるべく対象世帯全員が受給できるような、もらえるよ
うな形で今後も検討して参りたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 介護予防・地域支え合い事業に要する経費ということで、ショートステイ事業委
託料で35万円というのがあるんですが、昨日ちょっと欠席したものですから、すべてが分からない
んですが、特にこの部分、今ショートステイの部分なんですが、本来受け入れられる人員が13名の

ショートステイの枠があるんですが、現状人員が不足していて、実際には5名しか受け入れられないというようになっていらっしゃるんですが、どうしてそういう状況なのか。実際に人員が不足している原因は何なのか、ちょっと説明していただきたいんですが。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 ショートステイの受け入れについては、定員が10名でございます。ご説明した通り、その中には特養の待機者がミドル的に、中期的に使う。それから、在宅で非常に困難な方が使うと言うことで利用されてございます。現在老人ホームの方とも協議しながら進めているわけでございますけれども、老人ホームの方の職員体制が今中間層と言いますか、その方が途中でやめられているという介護職員の中堅職と言いますか、そういう方が途中で辞められている状況、それから、今、新たに職員を募集してまして、新たに採用もしているところでございますけれども、慣れるまでにちょっと時間がかかることを含めてですね、当面の間は受け入れを5名程度にさせてほしいと言うお話はいただいているところでございます。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 中間の職員が退職をして、さらに募集をかけて今その人たちが十分対応できるまでに期間というふうにおっしゃられたんですが、実際に何名程度職員として不足しているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今現在採用も含めてですね、1月にも採用するというふうに聞いてございますので、やりくりをしながら今老人ホームの方ではやっておりますが、今言いました通り、入ってすぐそちらの方の対応をする形になりませんので、慣れた段階で定員枠を受け入れるような形で進めるということで、来年に向けてはそれを解消するような形で今職員の募集をしているところなんです。なかなかこちらまで来ていただけるという状況にはないというふうに伺っております。今のところ2名程度の介護職員の不足があるというふうには聞いております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。14ページ、15ページ。2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。16ページ、17ページ。2項清掃費。6款農林水産業費、1項農業費。8款土木費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 道営土地改良事業についてお尋ねします。資料に基づいて、このピンク色の議案説明資料の64号説明資料と言うところで、それぞれ工種ごとに負担率というか、比率を示していただきました。これは大変わかりやすいんですけど、1点、当初の予算の考え方はどうだったのかということをお聞きしたいんですが、農道整備と排水路、いわゆる競争力強化ですね、畑総事業の

農道と排水については、それぞれ町負担が20%ということなんです、それ以降の区画整理、暗渠排水、土層改良いわゆる客土ですよ、この3本について、当初の部分についてのパワーアップ分6.

25と、それから受益者の7.5が当初数字が入っていないということなんですけれども、この部分については道の方に振り分けだと言うことで、当初振り分けたんでしょうか。その辺のちょっと確認をしたいんですが。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今農業競争力強化基盤整備事業、いわゆる畑総事業のですね、当初予算の関係ということでございますが、当初予算の説明でもこの農業競争力強化基盤整備事業、これにつきましては、26年度新規事業ということで、農道排水路の線事業と区画整理から土改良までの面事業ということでございまして、新規事業と言うこともありまして、当初予算でも説明させていただいたように圃場基盤整備の面を優先してと言うことで振興局、網走中部耕地出張所とも打ち合わせしておりました。その関係で、いまご指摘があった。当然面事業をやる上で受益者分担金というのが当初予算に載せていなかったという部分につきましては、この面事業の整理の部分で道の方ということで載せていただいて、事業の初年度ということでありましたので、今回補正で事業費、事業量が確定した段階で受益者分担金を計上させていただきました。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 ちょっと考え方で、基本的な町負担分で、この面の部分は6.25ということで率は変わらないと思うんですが、予算の受け方と支払方の考え方はちょっと違ったんでないのかなというのが僕の質問だったんです。基本的には当初予算の畑総の面の事業ですね、それは6.25ということで、ずっと来ていたので変わらないと思うんですが、ただ、道費のパワーアップの部分と受益者負担の7.5の部分については基本的には昔から変わらないと思うんですけれども、町が一括町の負担分について負担して、それから受益者分とそれから道費分、それと町費分ですね、それを含めて一括して道の方に負担金を払うということで、この部分について、その考え方はちょっと違ったんでないかというそういう質問なんです。それで、それによって今回当初は区画整理事業から土層改良までのこの3本についての道費のパワーアップ分とそれから受益者負担分については棒線になって、それはゼロというか数字が入っていなかったということは、基本的に言えば、道の方に振り分けていたのかという、そういう私の質問だったんですが、そういうことでよろしいですね。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 申し訳ありません。今議員がおっしゃられたとおり面事業のパワーアップ事業についてはその通りでございます。そういう形で当初の予算では議員のおっしゃったとおりの考え方で計上しておりました。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 わかりました。それでですね、僕も細かい話になって恐縮なんですけれども、事業費の内訳の中で総トータルですね、いわゆる畑総の部分だけの表で、町負担が最終的に畑総事業においては1,457万6,000円ということで出てるんですけれども、この数字は道費の部分の6.25を除いて、また受益者、置戸町の農家の人の部分ですね、受益者分の7.5を除いて、なおかつ町外分というのが前の表でいくと11万8,000円あるんですね。それは多分置戸町に土地を持っ

ている訓子府の方が留辺蘂の方がどちらかわかりませんが、その方の負担分が入っていると思うんですけども、そうすると町負担分の1,457万6,000円というのは、その分から小さい話で申し訳ないんですけども、1万8,000円を除いた数字が本当の、本当というか、町の負担部分と言うのかな、それになるんでないかなというふうに思いますが、この数字についてちょっとお尋ねします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今、ご質問のありました畑総事業の部分であります、表の表の部分にありますが、受益者分担金の町内415万9,000円、それから町外11万8,000円につきましては、すみません、これは歳入、今回歳入で追加させていただきました分担金及び負担金の設定をわかりやすくしようということで作らせてもらいましたが、今回は歳入で分担金及び負担金で427万7,000円の追加をさせていただいております、すみません、個人の農家の受益者分担金については裏の表にあるように、415万9,000円、それから町外11万8,000円の部分につきましては、今議員がおっしゃったとおり北見市それから訓子府町の農家の方が置戸に持っている圃場の整備の部分でありまして、その部分については北見市、訓子府町分の6.25%の部分ということで、すみませんが表の部分、町内については、個人と、町外については北見市、訓子府町の行政負担分の6.25ということであります。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 それはわかりました。ですからねえ、基本的にはその427万7,000円については、受益者負担分であろうということなんですね。そうすると、ここの表で言う受益者負担分の415万9,000円にプラス町外分11万8,000円を加えないと町の負担分が1,457万6,000円になってますけれども、これはいわゆる町外分の11万8,000円が加わっているんでないのかということで、基本的にはこの部分については、受益者負担分に入るので、置戸町の負担区分としては11万8,000円を除いた、いわゆる1,445万8,000円、これが町の負担分でないかということで、それは前の表に1,143万8,000円ということで出てますので、これと整合性があるんでないか、ということなんです、そのことを言っています。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 すみません。大変申し訳ございません。ちょっと整理させていただいて、後程答弁させていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。18ページ、19ページ。9款消防費。10款教育費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費。続きまして20ページ、21ページ。13款給与費まで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ。歳入に進みます。4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。11款分担金及び負担金、2項分担金。13款国庫支出金、1項国庫

負担金、2項国庫補助金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金、3項委託金。続きまして、6ページ、7ページ。19款諸収入、4項雑入。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 地方債の補正。議案の4ページ、「第2表 地方債補正」をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案へ移ります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時57分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に議案第64号の説明について訂正がありますので発言を許可します。

産業振興課長。

○坂口産業振興課長 先程佐藤議員からご指摘のありました道営土地改良事業関係の負担金の関係であります。議案第64号説明資料道営土地改良事業財源内訳表資料の訂正をお願いいたします。すみません。裏面であります。農業競争力強化基盤整備事業内訳でございます。農道、排水路、それは訂正ございません。すみませんが、区画整理でございます。補正後町負担分でございます。128万6,000円を126万8,000円。その横の受益者負担でございますが、今記載しております154万4,000円の部分は訂正ございません。その横に町外の部分として区画整理で1万8,000円でございます。区画整理補正後、町負担分が126万8,000円、町外負担分として1万8,000円でございます。

続いて暗渠排水、補正後町負担が162万2,000円から157万2,000円。町内分は変更ございませんが、町外分として受益者、町内負担として5万円。町外分として5万円でございます。土層改良でございますが、町負担分が55万7,000円から50万7,000円に変更でございます。そして、町外負担が5万円となります。

総計の畑総事業の計の欄でございます。補正後でございます。1,457万6,000円が1,445万8,000円でございます。そして受益者負担、町内415万9,000円変更ございませんで、町外負担分として11万8,000円となります。

なお、訂正した資料につきましては後程お配りいたします。

○佐藤議長 ただいまの発言に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第65号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

第1条 歳入歳出予算の補正については別冊事項別明細書（第3号）6ページ、7ページ。

3. 歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費。3款後期高齢者支援金等。4款前期高齢者納付金等。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。4ページ、5ページ。

2. 歳入。7款繰入金、1項基金繰入金。8款繰越金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第66号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正については別冊事項別明細書（第1号）4ページ、5ページ。

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第67号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

第1条 歳入歳出予算の補正については別冊事項別明細書（第2号）4ページ、5ページ。

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第68号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正については別冊事項別明細書(第2号)4ページ、5ページ。

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第69号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正については別冊事項別明細書(第2号)4ページ、5ページ。

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫補助金。3款繰入金、2項他会計繰入金。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案の最初にお戻り願います。

第2条 繰越明許費の補正。

繰越明許費の補正は議案の2ページ、第2表 繰越明許費補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案の最初にお戻り願います。

第3条 地方債の補正。

地方債の補正は議案の3ページ、第3表 地方債補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第70号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正については別冊事項別明細書(第2号)4ページ、5ページ。

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

議案第71号 工事請負変更契約の締結について。

9番。

○9番 佐藤議員 今回この後もう1件工事請負契約の変更があります。その後専決処分で報告の23号で、これまた工事請負費の変更ということで、3件工事請負費の変更がありますけれども、まず1点。次の72号にも関連しますけれども具体的に工事請負契約の変更の中身ですね、設計の変更ということなんですけれども、設計の何処が変更になったのか、その具体的内容をちょっと説明していただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 まず議案71号の置戸地区水道再編推進事業の勝山安住配水池外建設工事の工事金額の変更についてです。今回のこの工事は置戸地区簡易水道再編推進事業勝山安住配水池外建設工事として、主な内容は勝山墓地上手に配水池1基、浄水機1室を建設して、安住の25号から配水池までの送水管2,327メートル、配水管を勝山市街の郵便局手前まで647メートル、150ミリを敷設する内容です。設計の変更内容につきましては、勝山市街の既設管本管2カ所、旧消防分団のところと郵便局手前に敷設する際に、既設管の位置の確認が必要です。ここの部分は昔の古い図面がありますが、試掘をしながら埋設の位置を確認して行うと言う形で、それから資材を手配する方法となりました。また、試掘部分で現況を確認したところ、排泥弁も必要と言うことで追加になります。その他に墓地上がっていくまでの間で、岩盤がでてきたため掘削にも費用がかかるということで増額の変更をお願いしたものです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第72号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

9 番。

○9 番 佐藤議員 同じくこの変更の中味ですね、概略で結構ですが、113 万円ほど増額になっていますが、工事の変更の中身を示していただきたいのと、当初橋梁の長寿命化修繕工事については秋田の幸川橋と雄勝2号橋、それも当初の予算には入っていたと思うんですけども、これの取り扱いと言いますか、工事の進捗というか、どういうふうになっているのか、それも合わせてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 今回のこの事業に関しても橋梁長寿命化修繕工事として、平成26年、27年度2年にかけて修繕工事を行うものです。今年度は川南側上流から下流に向けて左岸。工事の概要は上部工の経間、下部工の橋台橋脚を行うものです。また、伸縮装置の取り換え、高欄の設置、製作、据え付けです。今回橋台橋脚は1号橋は橋台2基、橋脚3基の構造になって、今年度当初は橋台1基、橋脚2基を予定して設計して進めていました。先般河川事務所と協議が整いまして、もう1基ずつ追加することで協議が整いましたので、今年度下部工事を今年度に終了させて事業促進を図るため、増額の変更をお願いしたものです。なお橋台橋脚の修繕内容は断面修復工と表面含浸工を行う部分であります。また、この工事は行って順調に進んでおります。今後桁の塗装のサビ落としを行います。サビの箇所が多ければ多いほどサビを飛ばすために多くの砂を使う形になりますので、処分費が増額する可能性があることもお伝えしておきます。幸川橋、雄勝橋については来年度の予定でおります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。開会時間は後程連絡します。

休憩 13時19分

再開 13時25分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号から議案第72号までの22件を通して質疑漏れはありませんか。

2 番。

○2 番 小林議員 議案の第52号の家庭的保育事業等の基準の関係なんですけど、ちょっと誤解していたら困るのでお聞きしたいと思うんですけども、一つは、この条例は置戸的に十分機能するのかなという感じがするんですけど、テレビで1回見たことがあるんですけど、都会はこういうのが1家庭に3人ずつ資格を持った保健師だとか、あるいは保育士がいれば規模にもよりますけれども、3人とか5人とか、何て言うんでしょうかね、こう教育できるというか、という環境にあればいいですよということが言われてますけれども、置戸的にはどうなんだろうということをお聞きしたいのですが。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 家庭的保育事業のご質問でございますが、現在置戸的にはベビーシッターとすることで、家庭のほうに訪問して子供さんを見ておられる方が若干おられます。専門ということじゃなくて、勤めながら保育士さんが家庭の方に、家庭の方が都合の悪い時に頼んでみてもらっている方がおられます。それ以外の１９人以下の小規模保育については、置戸的には該当する施設、サービスを提供していることはありません。しかしながら、今回の新子育て制度におきましては、法の中で今提案しています。条例については条例を制定しなさいという義務づけでございます。この後のことについてはちょっと将来的なことはわかりませんけれども、各市町村では少なくとも、これらの条例については制定をしているということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

４番。

○４番 岩藤議員 議案第５６号、それから関連して５８号までなんですが、基本的に生涯学習情報センターの条例を全て廃止して図書館条例に変える、書き換えるという、そういう内容の議案だというふうに理解しておりますけれども、一時この情報センターを建てる時に図書館法の外れたのを作るのかという、タイムス紙上でもいろいろ話題になったことがありました。そんなことを踏まえて、今回新たにというか、改めてというか、図書館にやっとなるというようなことだと思いますけれども、今回図書館法の下で正式な図書館になるにあたって、今まで運営されてきた情報センターとの違いと言いますか、制限と言いますか、例えば図書館になったとして、今まで行われてきた情報センターとしての役割でできなくなるようなそういうもの、あるいは事例というものがあるのか、全く同じ内容で図書館としていけるんだということなのか、その辺いちどきちんと確認したいと思いますが。

○佐藤議長 生涯学習情報センター次長。

○佐藤生涯学習情報センター次長 条例の説明の時に話ししましたとおり、今の生涯学習情報センターは図書館の基本計画を立てまして、その中で謳っている部分で進めておりますので、内容的には今まで行っております生涯学習情報センターのそのままの事業は、そのまま今の図書館条例にかわりましても同じように進めていく形になります。名前は変わりましたが、図書館で行う事業については変わりませんので、そのために全部改正を行った形になります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

９番。

○９番 佐藤議員 議案第６９号ですね。平成２６年度置戸町簡易水道特別会計の補正予算（第２号）で、事項別明細書、４ページ、５ページの簡易水道再編事業に要する経費のなかの委託料で２００万円追加になっていますが、これは説明で秋田地区浄水場のポンプ場の詳細設計ということで２００万円の追加という説明があったんですけれども、基本的に秋田の浄水場の現在あるポンプ場を全面的に何て言うのかな、この設計の中で調査して、最終的にこの調査の判明後改修するとか、あるいは将来的にどうするこうするという、要するにこの詳細設計の具体的な中身というか、それを知らせてほしいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○菅野施設整備課長 委託料につきましては今年度管路測量委託と詳細設計委託、地質調査委託の３本の委託をやっておりまして、詳細設計委託の中で秋田墓地の上手にあります、あそこの地区の送水の

ポンプを新たに作るために詳細設計を委託するものであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 竹内議員 56号です。情報センター。今時こういう言葉を使っているんでしょうかね。図書館は利益団体でないからいいんですけれども、法第3条による図書館の奉仕活動を行うため、置戸町立図書館を設置する。図書館の奉仕活動と、何か時代錯誤というか、何か言葉というのは、これよろしいでしょうか。

○佐藤議長 生涯学習情報センター次長。

○佐藤生涯学習情報センター次長 図書館法の中で法第3条はそういう謳い方をしているんです。だからそのまま謳っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから議案第51号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議案第72号 工事請負変更契約の締結についてまでの22件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第51号から議案第72号までの22件について討論を終わります。

○佐藤議長 これから議案第51号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議案第72号 工事請負変更契約の締結についてまでの22件を採決します。

議案の順序で行います。

まず議案第51号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第51号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第51号 置戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に議案第52号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第52号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第52号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定については原案のとおり可決されました。

次に議案第５３号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第５３号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第５３号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に議案第５４号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

議案第５４号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第５４号 置戸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に議案第５５号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第５５号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第５５号 置戸町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に議案第５６号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例から議案第５８号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例までの３件について一括して採決します。

議案第５６号から議案第５８号までの３件については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第５６号 置戸町生涯学習情報センター条例の全部を改正する条例から議案第５８号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例までの３件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第５９号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第６１号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの３件を一括して採決します。

議案第５９号から議案第６１号までの３件については原案のとおり決定することに賛成の議員は起

立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第59号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第61号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第62号 置戸町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第62号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第62号 置戸町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第63号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第63号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第63号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第64号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第70号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件を一括して採決します。

議案第64号から議案第70号までの7件については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第64号 平成26年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第70号 平成26年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第71号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第71号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第71号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に議案第72号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第72号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第72号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５ 報告第２０号 財政的援助団体の監査結果報告について

○佐藤議長 日程第２５ 報告第２０号 財政的援助団体の監査結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第２０号について申し上げます。

監査委員が平成２６年１０月２８日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配布の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第２６ 報告第２１号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第２６ 報告第２１号 定期監査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第２１号について申し上げます。

監査委員が平成２６年１１月２６日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手元に配布の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第２７ 報告第２２号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第２７ 報告第２２号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第２２号について申し上げます。

監査委員が平成２６年８月３１日、９月３０日及び１０月３１日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配布の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第２８ 報告第２３号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第２８ 報告第２３号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第２３号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配布の通りの処分報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済みとします。

◎日程第29 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○佐藤議長 日程第29 総務常任委員会の所管事務調査報告について委員長の報告を求めます。

5番 細川昭夫総務常任委員会委員長。

○5番 細川総務常任委員会委員長 本年度総務常任委員会が実施いたしました道内所管事務調査に係る所見及び現状は、お手元に配布の調査報告書の通りです。

調査期間は平成26年11月20日から21日の2日間。調査場所は浜中町、別海町の2カ所で委員9名と議長、随行員2名の12名で調査を行いました。

それでは調査に係る所見について申し上げます。

初日は浜中町を視察しました。浜中町は1万5,000ヘクタールの農地に人口の倍以上の乳牛約2万3,000頭、生乳生産量が年間で9万8,000トンを超える北海道の酪農王国の一つです。浜中町農協の職員より話を聞きましたが、酪農の繁栄が町の繁栄につながるというのが基本的な考え方であるとの話でした。

具体的な取り組みとして、酪農経営に分析や科学的根拠を取り入れるための酪農技術センターの建設、10数名が所属する酪農ヘルパー組合、異業種連携による株式会社酪農王国などの事業についても説明を受け、浜中町農協として様々な取り組みを行っていることが分かりました。

就農者研修牧場は平成3年に浜中町農協と浜中町が出資し、新規就農者を養成する全国初のトレーニング牧場を開設してスタートしました。これにより、酪農の担い手を自分たちで育てるシステムを確立し、平成25年度までに36名を就農させ、現在の町内酪農家数182戸の2割を占める数となっています。研修期間は経験の違いにより3年から5年で、年平均4家族程度を受け入れています。

最近の傾向として、園芸やハウス栽培などの就農希望者が多く、酪農への希望者が減ってきているため、都市圏での募集と呼びかけは常に行っているとのことでした。研修中は研修牧場の従業員として雇用し、夫婦で月額25万円を支給、家賃無料の研修生住宅も用意していました。

新規就農者を養成するための研修牧場の調査でしたが、浜中町農協としていかに町の酪農を維持するか。そのための様々な取り組みを知ることになりました。浜中町の農業は酪農に特化していることから、課題の対策が取りやすいと言えます。農業形態の違いから置戸町との単純比較はできないものの、本町での新規就農者の試みはなされています。人材育成施設の設置検討や異業種との連携による新規参入、さらに研究機関、補助機関等との強力な連携、多角的な試みを持って新規就農者の養成と支援を行うことが重要と思われます。

2日目は別海町を視察しました。別海町酪農研修牧場は平成8年に設立され、現在まで63戸、1

25人の就農者を輩出しています。別海町の酪農戸数は750戸、全体の1割弱が酪農研修牧場の出身による就農者となります。

この牧場には別海町町内の3農協と株の持ち合い会社であり、原乳100%を出荷する別海乳業公社の3社が出資しています。現在乳牛200頭、育成牛140頭を飼育し、スタッフは研修指導者が5名、研修生が10組で20名います。

酪農研修牧場は人材確保を目的とし、そのために新規就農希望者の発掘、後継者の育成及び酪農ヘルパー養成を行っています。新規就農希望者の場合、3年間の研修を原則とし、研修牧場の職員として総合職、ご主人で月額17万円、専門職、奥さんで月額13万円が支給され、住宅も妻帯者用住宅が貸与されています。研修生は卒業後に北海道農業公社より離農地跡地農場の貸付を受け、5年以内に農場を買い取ることになります。

別海町では新規就農者より離農者が上回る状況にあります。就農に際し、研修生には別海町から300万円以内の助成金、農協より300万円から450万円の助成金が支給されるほか、農協、別海町、農試、農業改良普及所、ヘルパー組合、コントラクター、地域酪農家などで構成される支援協議会から就農後のサポートを受けることができます。別海町の酪農規模は大きく、酪農の衰退は町の衰退につながり、酪農を維持していくための仕組みとして新規就農研修施設の必要性は高く、投資への理解は高いものの、施設建設維持費、運営経費、新規就農に向けた仕組みづくりなど、今でも容易でないことが伺えます。

費用と効果、投資限度など十分な議論と理解が必要であり、じっくり取り組まなければならない問題ですが、酪農は本町の重要な基幹産業の一つであることから、早めの対応と行動の必要を強く感ずるところであります。

さらに、別海町では食と観光のまちづくりについて別海町の産業振興商工課長より話を聞きました。別海町の観光は尾岱沼のある野付半島への日帰り観光客が多く、トドワラやナラワラなどで知られています。半島の付け根部分は標茶町、半島部分は別海町に所属しています。知床半島の沖にはプランクトンの豊富な深い海があり、海流に乗ったプランクトンが餌となって北海しまえびやジャンボなホタテを育てています。他にも水鳥の飛来地で知られ、ラムサール条約の対象となる風連湖の北側も別海町にあります。

平成5年までは年間60万人を超えていた観光客の入り込み客数も平成25年度では30万3,000人と半減しました。町の施策として、酪農を中心にしつつも酪農への過度の依存を避け、地域産業の育成を図るべく、観光開発もその一つとして位置づけられています。

観光の振興策としてはファームイン、陸上競技の合宿、豊富な海産物を中心としたイベント、野鳥観光、近海クルージング、グリーンツーリズムなどいろいろな試みがあり、食・観光日本一を目指す取り組みもその試みの一環となっています。食観光日本一を目指す取り組みは、地場産業を利用したレシピ開発だけが目的ではなく、地場産品を研究し、グルメとして光を当て、地場産品そのもののPRやブランド化を期待してのことであり、そこには他の観光資源とのつながりを含めたトータルでの観光振興策が見て取れました。

本町にあっては、観光振興は目的ではありませんが、給食センターでの取り組みや食のまちづくり推進事業などにより、安心・安全な地場産品の利用やレシピの開発と普及が行われています。これら

の動きを巻き込みながら、農産物や観光施設などを観光資源の素材として捉え、有機的に結びつける戦略の必要を感じたところであります。

次に調査事項に係る現状についてですが、お手元に配布の報告書の通りですので、説明を省略させていただきます。以上申し上げて報告を終わります。

○佐藤議長 委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済みとします。

◎日程第３０ 意見書案第１６号 北海道電力株式会社の電気料金
再値上げに関する要望意見書か
ら

◎日程第３２ 意見書案第１８号 安全・安心の医療・介護の実現、
医療・介護従事者の大幅増員と
処遇改善を求める意見書につい
て

————— ３件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第３０ 意見書案第１６号 北海道電力株式会社の電気料金再値上げに関する要望意見書から日程第３２ 意見書案第１８号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書までの３件を議題とします。

お諮りします。

意見書案第１６号から意見書案第１８号までの３件については、置戸町議会会議規則第３８条第２項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第１６号から意見書案第１８号までの３件については、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから意見書案第１６号から意見書案第１８号までの３件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから意見書案第１６号から意見書案第１８号までの３件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第１６号 北海道電力株式会社の電気料金再値上げに関する要望意見書から意見

書案第 18 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書までの 3 件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第 16 号から意見書案第 18 号までの 3 件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 16 号 北海道電力株式会社の電気料金再値上げに関する要望意見書から意見書案第 18 号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書までの 3 件については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成 26 年第 9 回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13 時 57 分